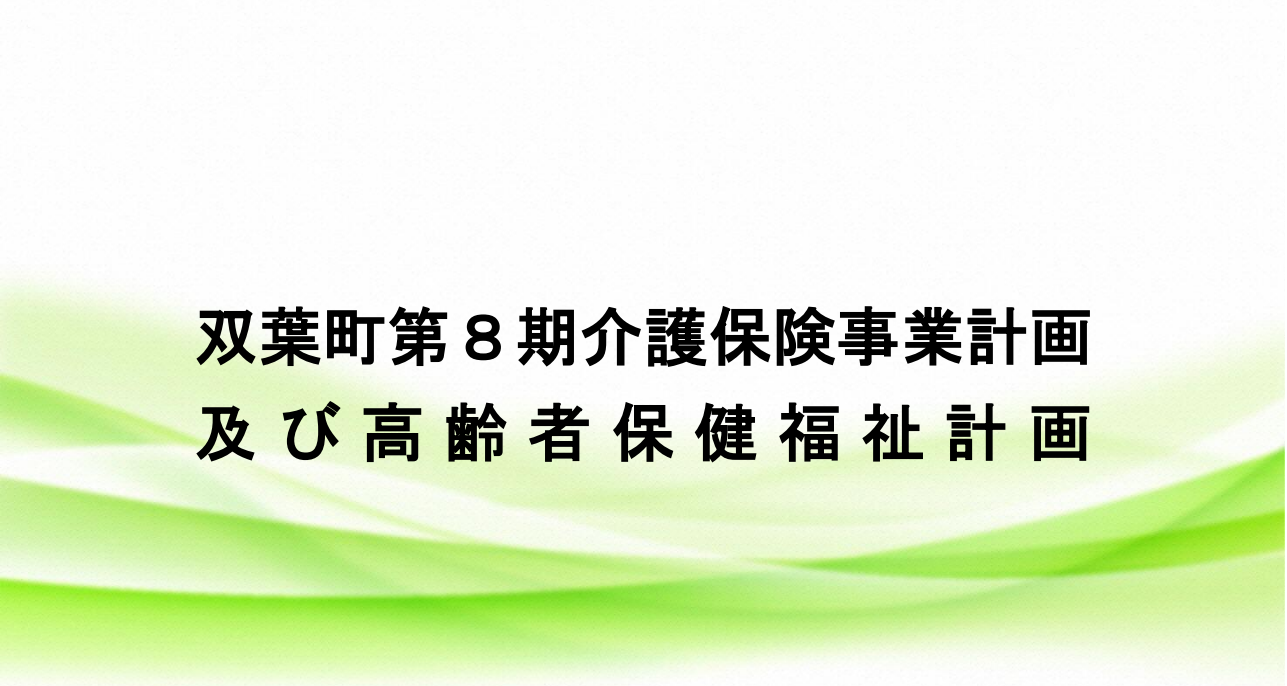




双葉町第8期介護保険事業計画 及び高齢者保健福祉計画

令和3年3月

双 葉 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨・目的	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
5 計画の進行管理	6
第2章 高齢者を取り巻く現状	7
1 人口等の推移	7
2 高齢者ニーズ調査から得られた高齢者の状況	10
3 介護保険事業の状況	18
4 高齢者の介護・福祉に関する課題の整理	20
第3章 計画の目指す方向	22
1 基本理念	22
2 重点施策	22
3 基本目標	24
4 施策の体系	25
第4章 施策の推進	26
基本目標 1 心身ともに健やかな暮らしの支援	26
基本目標 2 ぬくもりのある環境づくり	30
基本目標 3 介護保険サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営	38
基本目標 4 被災高齢者支援の推進	42
第5章 介護保険サービスの見込み・保険料	43
1 計画期間の高齢者数・要介護認定者数の推計	43
2 居宅サービスの推進	44
3 地域密着型サービスの推進	51
4 施設サービスの推進	55
5 介護保険給付費の見込みと介護保険料の算定	56
資 料	63
1 条例・規則	63
2 委員名簿	65
3 策定経過	65
4 答申書	66
5 計画の推進にむけた項目整理表	68

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨・目的

① 超高齢社会の到来と介護保険制度

わが国の高齢化は急速に進んでおり、令和2年では65歳以上人口は3,617万人と、国民の28.7%が高齢者となっています。これは戦後生まれの、いわゆる団塊の世代(昭和22年～24年生まれ)が高齢期に達したことが大きく、国立社会保障・人口問題研究所によると、団塊の世代が75歳以上になる令和7年には高齢化率は30.3%となり、75歳以上の占める割合は18.1%に上ると見込まれています。

長い高齢期をいきいきと過ごすために、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせることは共通の課題であり、加齢に伴う心身機能の低下を可能な限り予防し、健康寿命の延伸を図ることはもちろん、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援やサービス体制の充実が必要です。

このようななかで、国では平成18年度から介護保険制度の改正を行い、予防重視型システムへ転換しました。高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるように、高齢者一人ひとりの状態に応じて、「予防」「介護」「医療」「生活支援」「住まい」の5つの支援・サービスを一体的に提供し、地域の様々な支援・サービスの仕組みを活用しながら、高齢者施策全体の進展を図る「地域包括ケアシステム」の構築が2025年(令和7年)を目途に進められてきました。そして、国では団塊の世代が75歳以上となる2025年及び現役世代が減少を続け、高齢者数がピークを迎えると推測される2040年問題を見据え、各自治体に「地域包括ケアシステム」の構築とその深化による「地域共生社会」の実現を求めています。

全国的に人口減少社会となり、高齢化が進むなか、双葉町においては高齢化率が30%を超えて全国平均よりも高い水準となっています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災(以下、「震災」という。)とこれに起因した東京電力福島第一原子力発電所事故(以下、「原子力災害」という。)により、今なお全住民が避難生活の状態が続いています。なかでも、高齢者の暮らしへの影響は大きく、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加するなか、健康悪化や身体機能の低下する高齢者も増えてきました。一人ひとりの状況で抱える課題も異なっている点など、高齢者の状況を十分踏まえ、今後の高齢者施策、介護保険事業の運営等の方向を示す計画として、本計画を策定します。

② 震災及び原子力災害に対応した高齢者支援施策の推進

本計画は介護保険制度や高齢者施策の動向を踏まえながら、平成23年3月に起きた震災と原子力災害の影響による高齢者の状況の変化を十分に考慮した上で、今後の双葉町の高齢者福祉・介護の基本的な方向を示す計画として策定・推進します。そして、本計画は帰還に向けた「双葉町まちづくり復興計画(第2次)」との整合を図りながら、高齢者支援施策の一層の推進を図ります。

③ 国の基本指針について

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)が定められ、市町村は基本指針をもとに市町村介護保険事業計画を作成することとなっており、第8期計画策定における国の基本指針の概要は次のとおりで、本計画における該当箇所を示します。

① 令和7年(2025年)及び令和22年(2040年)を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 (本計画第5章P.43～参照)

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、その子ども世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えて、サービス基盤や人的基盤の整備を計画的に進める。

② 地域共生社会の実現

(本計画第4章 基本目標1「1 各種社会参加・生きがいづくり活動の促進」(P.26～7)、基本目標2「2 地域包括ケアシステムの促進」(P.33～5)参照)

高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会である「地域共生社会」の実現に向けて取組を進める。

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

(本計画第4章 基本目標1「2 自立支援・重度化防止を目指した介護予防の推進と健康づくり支援」(P.28～9)参照)

自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を進めるために、様々な介護予防・健康づくり施策の充実・推進を行う。具体的な内容としては、一般介護予防事業の推進について、PDCAサイクルに沿った推進やリハビリテーション専門職の関与、また後期高齢者医療の保健事業や国民健康保険の保健事業等との連携を行う。また、総合事業について、その対象者や単価の弾力化を踏まえた計画の策定、就労的活動支援コーディネーターの配置などの機能拡充、保険者機能強化推進交付金等を活用した介護予防等に資する事業等などの推進を行う。

さらに、在宅医療・介護連携の推進に関する看取りや認知症への対応力強化等の観点を踏まえつつ、要介護(支援)認定者に対するリハビリテーション時の目標値の設定など、計画のPDCAサイクルに沿った推進が求められる。

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護需要の受け皿として機能していることから、質の確保や適切なサービス基盤整備に向けて、都道府県と市町村の情報連携を強化する。

**⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
(本計画第4章 基本目標2「4 認知症対策の推進」(P.37)参照)**

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、(1)普及啓発・本人発信支援、(2)予防、(3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、(4)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、(5)研究開発・産業促進・国際展開に関する施策を推進する。

**⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
(本計画第5章(P.43～)参照)**

介護人材の確保や総合事業等の担い手の確保、元気高齢者の参入による業務改善を行う。また、介護現場における業務仕分けやロボット、ICTの活用について推進したり、文書負担軽減等業務効率化の取組を強化する。

**⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備
(本計画第4章 基本目標1「2-3 健康増進事業と感染症予防の推進」(P.28～9)、基本目標2「3-2 防災体制の整備」(P.36)参照)**

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えとして必要品の備蓄や、非常時に向けた訓練、研修・周知啓発等の取組を進める。

出典：厚生労働省資料より作成

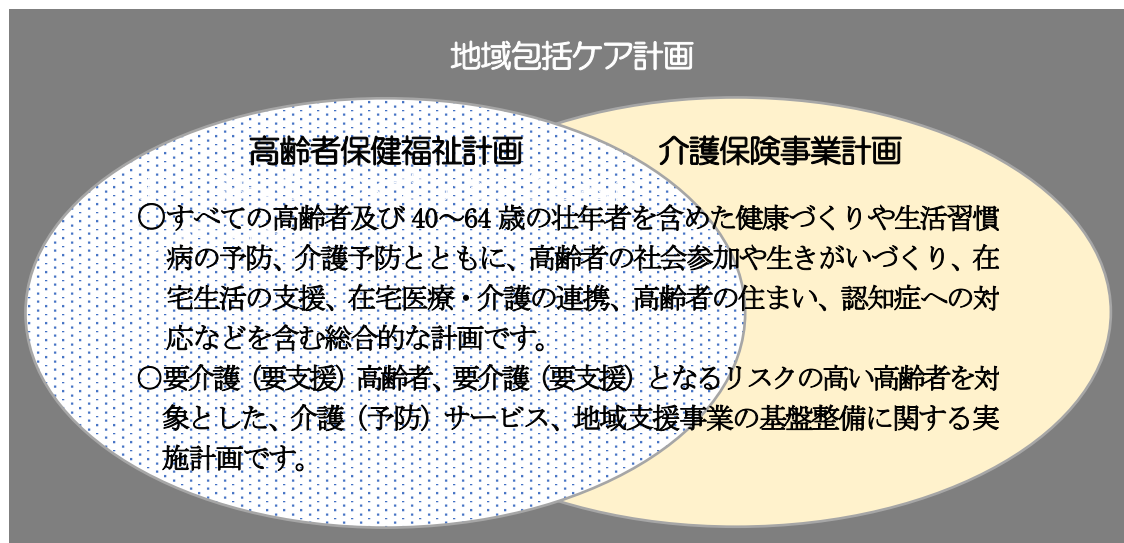
2 計画の位置づけ

① 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定します。なお、「介護保険事業計画」は第8期の計画となります。

あわせて、第5期で開始した地域包括ケアシステム構築のための取組を継承し、さらに深化・推進していくものです。

【計画の内容】



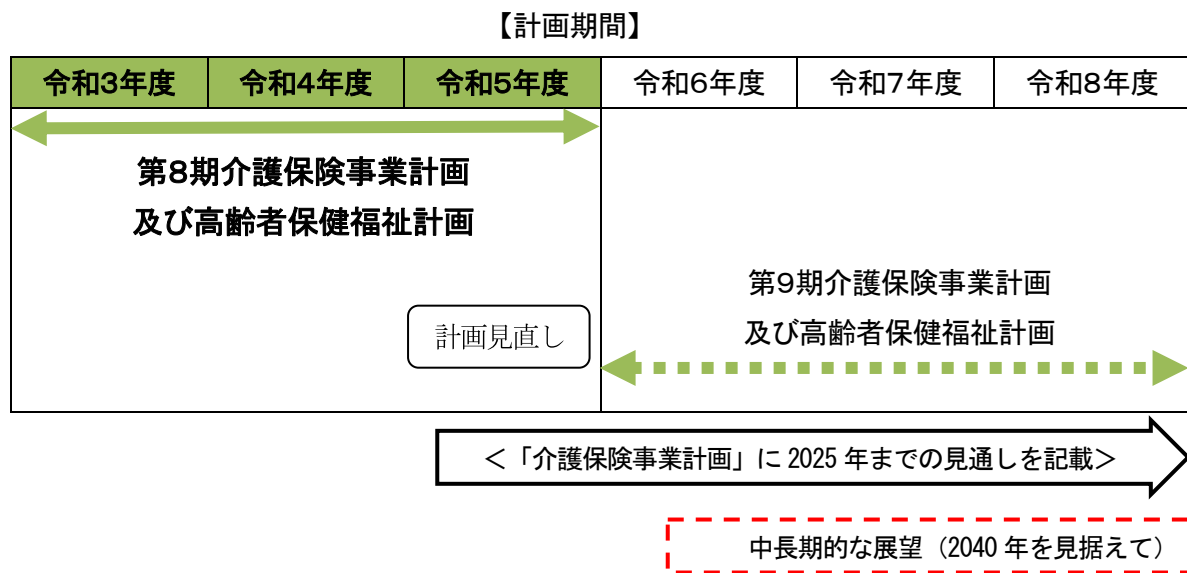
② 他計画等との関係

本計画は、国・県の指針等を十分踏まえた上で、「双葉町復興まちづくり計画（第2次）」などの上位計画、健康福祉分野の諸計画との整合を図りながら策定しました。

3 計画の期間

介護保険法において介護保険事業計画は3年を1期と定められており、高齢者福祉計画は介護保険事業計画と一体のものとして作成することが定められています。

本計画は、令和3年度から令和5年度までとします。なお、本計画期間に高齢者人口及び要支援・要介護認定者数、介護給付費等の大幅な変動があり、見込みを大きく上回った場合は、必要に応じて計画の改定を行うこととします。



4 計画の策定体制

① 双葉町高齢化対策推進委員会

計画の策定にあたっては、健康福祉課を事務局とし、庁内の関係各課と連携を図るとともに、施策の対象となる高齢者の意見を広く聴取し、反映させるため、高齢者福祉に関する知識及び経験を有する、保健・医療・福祉関係機関・団体、介護サービス提供事業者や町民等の代表者からなる「双葉町高齢化対策推進委員会」を設置し、ご意見をいただきながら策定しました。

② 高齢者日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査の実施

高齢者の方々に必要な支援やサービスのあり方を検討し、生活機能の状態を把握して、「双葉町第7期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を見直し、本計画策定の基礎資料とするために実施しました。

【高齢者調査の実施概要】

調査目的：本調査は、「双葉町第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」の策定に向けて、国の示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査手法を用いて、高齢者の生活状況、健康状況等を把握し、計画策定の重要な基礎資料とするために実施する。

調査対象：双葉町の高齢者（要支援・要介護認定を受けていない高齢者、要支援・要介護認定を受けて自宅で生活している高齢者）

調査方法：郵送により配布・回収

調査時期：令和元年 12 月 12 日～27 日

回収結果：配布数 999 件 回収数 653 件 回答率 65.4%

5 計画の進行管理

「双葉町復興まちづくり計画(第2次)」をはじめとする上位・関連計画との整合を図ることを基本に、適宜、高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の変動の把握に努め、各施策の進捗状況を定期的に点検します。PDCAサイクルの手法を取り入れながら、「双葉町高齢化対策推進委員会」に定期的に報告し、ご意見をいただきながら推進します。

本計画について町民に、広報紙やホームページを通じて周知を図ります。

第2章 高齢者を取り巻く現状

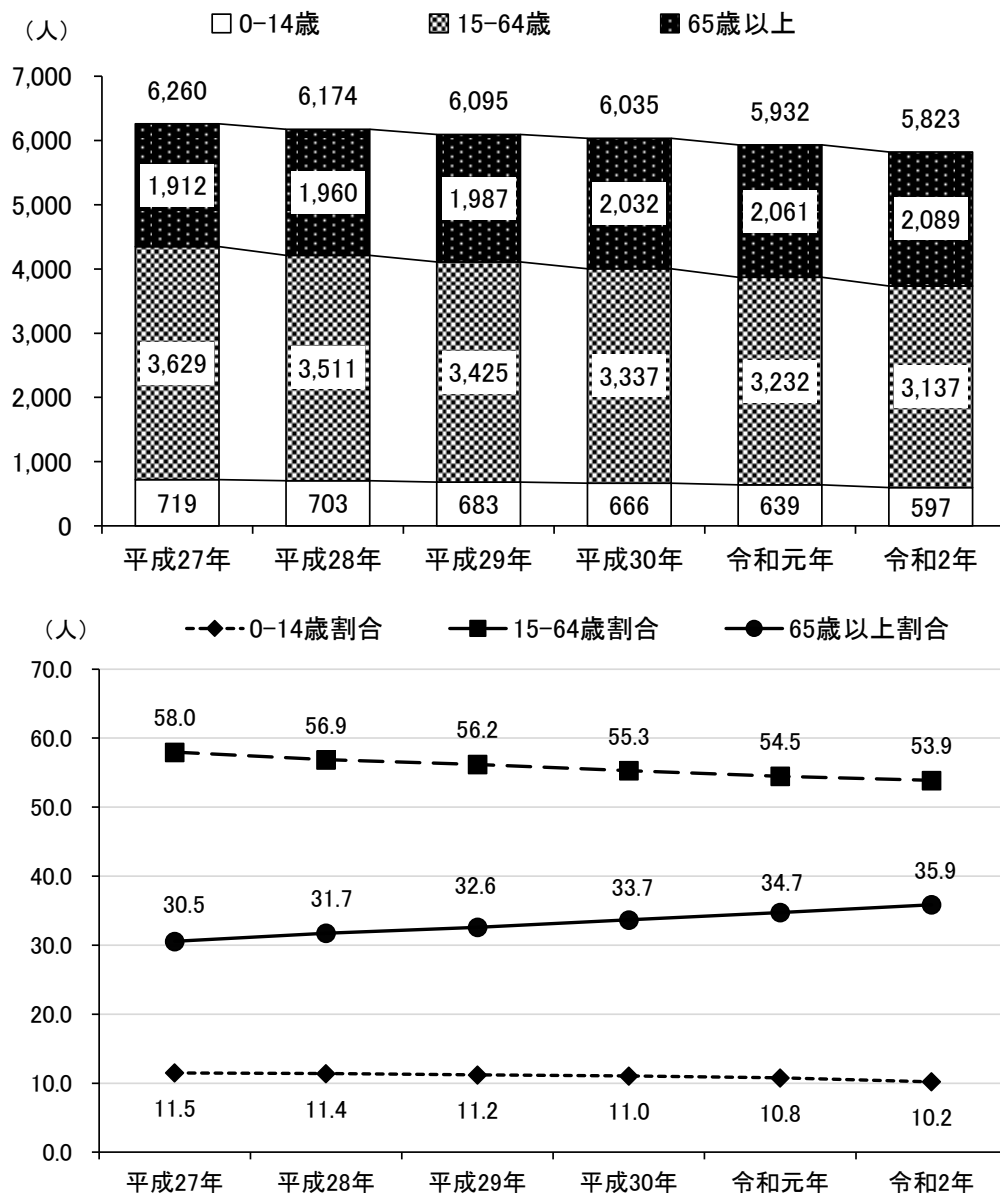
1 人口等の推移

1-1 総人口・人口構成

町の総人口は、平成27年の6,260人から令和元年に6,000人を下回り、令和2年は5,823人と微減しています。

年齢構成では、0～14歳人口と15～64歳人口はともに減少しており、15～64歳は平成27年の3,629人から令和2年は3,137人に減少しています。一方、65歳以上は微増しており、平成27年の1,912人から令和2年には2,089人と9.2%増加しています。

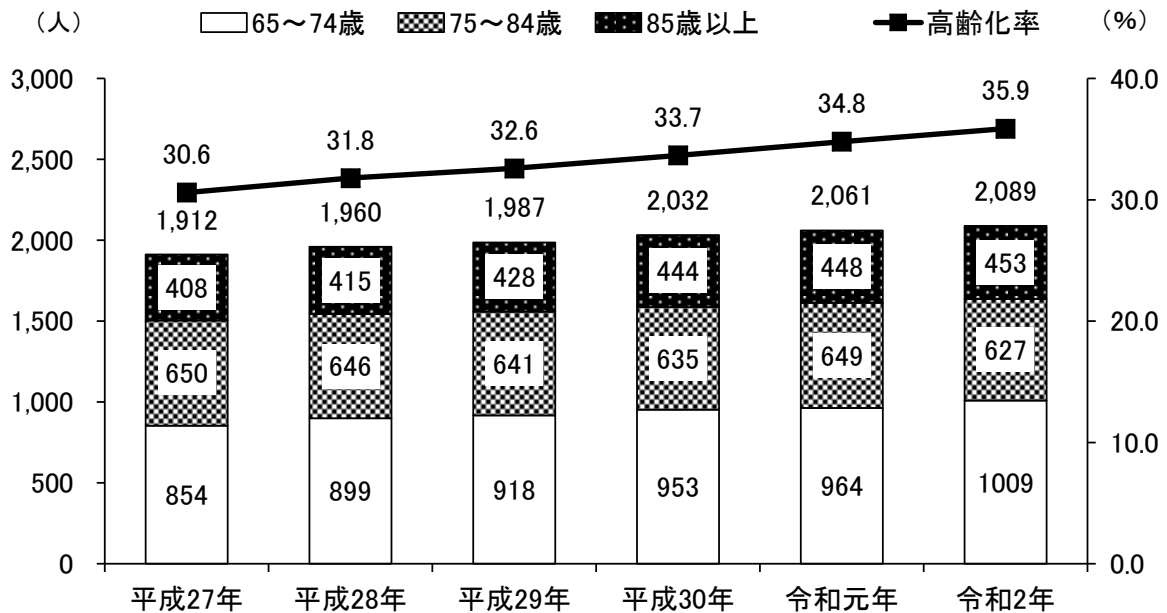
【総人口の推移(各年9月末日現在)】



1-2 高齢者人口

65歳以上の高齢者人口は、平成30年以降は2,000人を超えて推移しており、令和2年は前年より微増して2,089人となっています。65～74歳の前期高齢者が近年は増加しています。

【高齢者人口の推移(各年9月末日現在)】



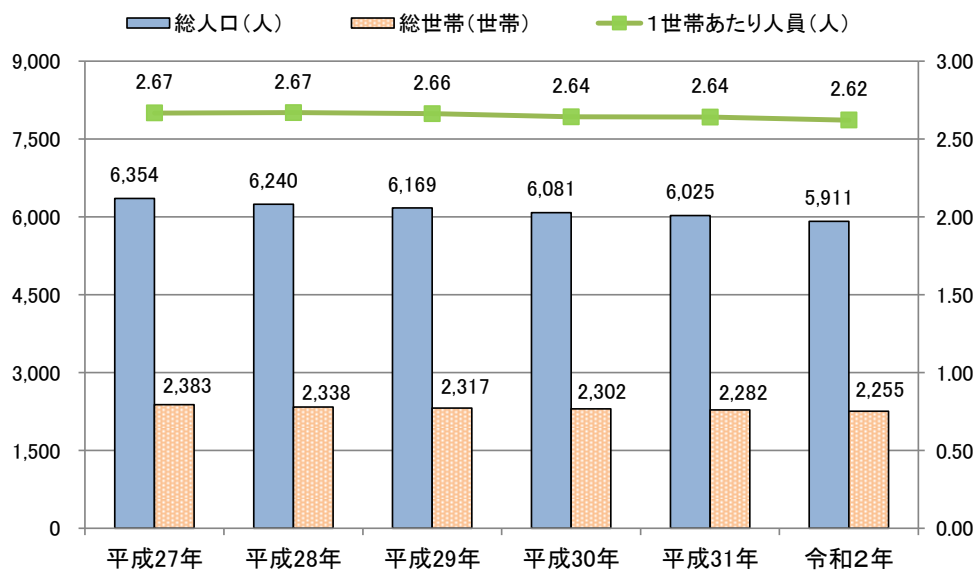
住民基本台帳

1-3 世帯の状況

世帯数は平成27年以降、2,300台を減少傾向で推移しており、平成31年に2,300世帯を下回り、令和2年の世帯数は2,255世帯となっています。

1世帯当たり人員は2.6人台で推移しています。

【世帯と1世帯あたり人員の推移(各年1月1日現在)】



住民基本台帳

1-4 避難状況

高齢者の避難状況は、令和3年1月 31 日現在で福島県内が 67.0%と多く、福島県外は 33.0%となっており、平成 30 年1月 31 日現在とほぼ変わらない状況となっています。避難先も平成 30 年同様、いわき市が約3分の1と多くなっています。

【避難状況】

	福島県内	福島県外	合 計
平成 27 年(全町民)	4,036 人(57.6%)	2,973 人(42.4%)	7,009 人(100.0%)
平成 27 年3月2日現在			
平成 30 年(高齢者)	1,317 人(66.2%)	672 人(33.8%)	1,989 人(100.0%)
平成 30 年1月 31 日現在			
令和3年(高齢者)	1,400 人(67.0%)	690 人(33.0%)	2,090 人(100.0%)
令和3年 1 月 31 日現在			

【避難先】

(単位:人)

	福島県 以外の 北海道・ 東北	福島県内				関東		それ以外 の都道府 県・国外	合計
		いわき市	郡山市	福島市	その他 県内	埼玉 県内	その他 の関東 地方		
平成 27 年(全 町民)	314 (4.5%)	1,939 (27.7%)	753 (10.7%)	349 (5.0%)	995 (14.2%)	898 (12.8%)	1,380 (19.7%)	381 (5.4%)	7,009 (100.0%)
平成 27 年3月2日現在									
平成 30 年(高 齢者)	75 (3.8%)	675 (33.9%)	224 (11.3%)	106 (5.3%)	312 (15.7%)	210 (10.6%)	349 (17.5%)	38 (1.9%)	1,989 (100.0%)
平成 30 年月 31 日現在									
令和3 年(高 齢者)	84 (4.0%)	727 (34.8%)	231 (11.1%)	97 (4.64%)	345 (16.5%)	219 (10.5%)	348 (16.7%)	39 (1.9%)	2,090 (100.0%)
令和3年 1 月 31 日現在									

2 高齢者ニーズ調査から得られた高齢者の状況

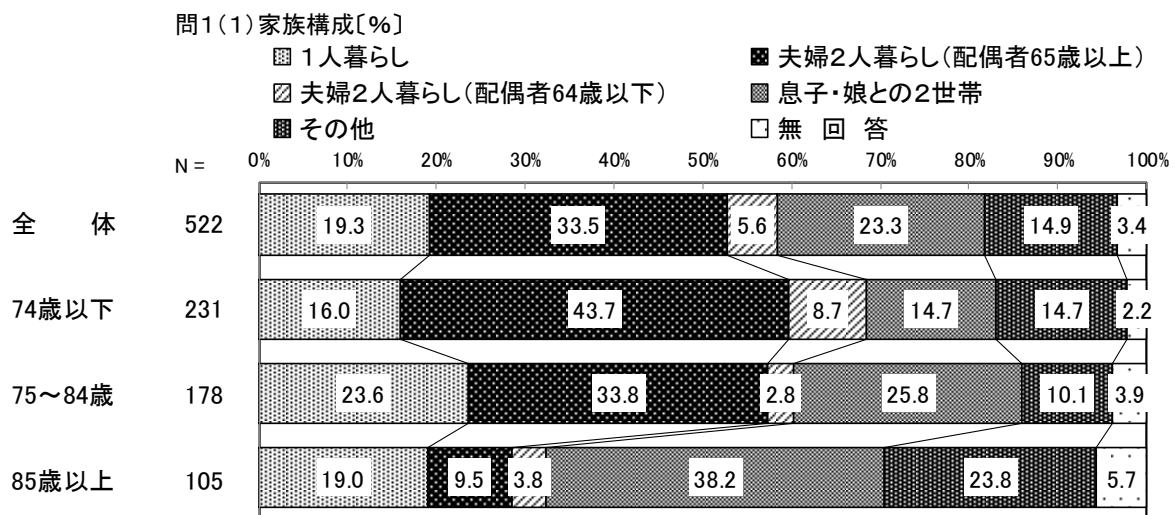
本計画の策定にあたり、認定を受けていない高齢者と要支援認定者は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を、要介護1以上の在宅で生活する要介護認定者には在宅介護実態調査を実施しました。

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査	合 計
対象者	要支援認定(要支援1・2)を受けて、在宅で生活している高齢者全員と認定を受けていない高齢者を無作為抽出	要介護認定(要介護1～5)を受けて、在宅で生活している高齢者全員	
配布数	774 件	225 件	999 件
回収数	522 件	131 件	653 件
回収率	67.4%	58.2%	65.4%

2-1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

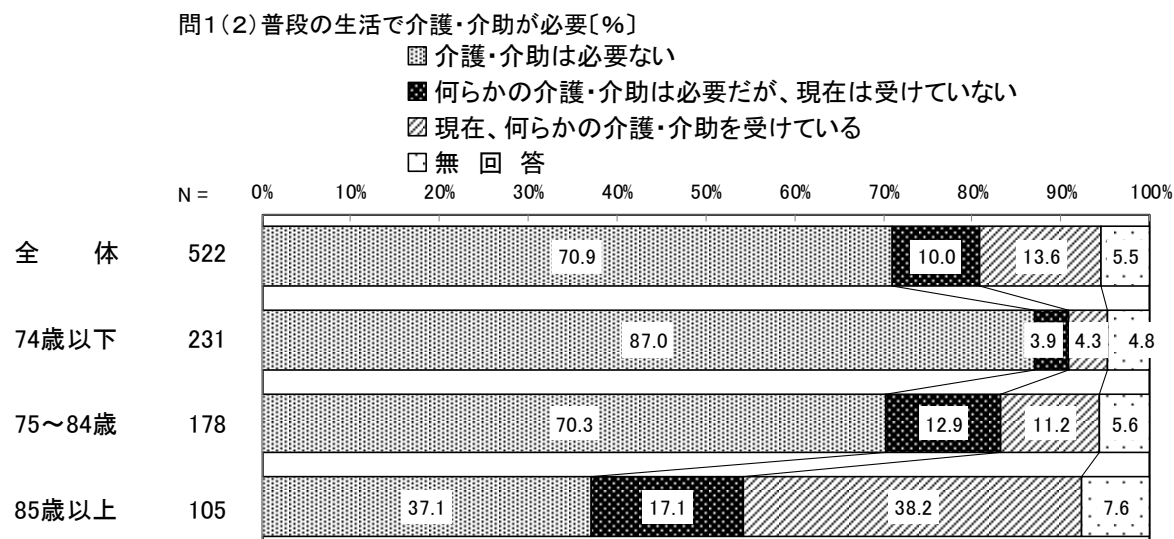
① 家族構成

全体では、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が33.5%と多く、「息子・娘との2世帯」が23.3%、「1人暮らし」が19.3%、「その他」が14.9%、「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」が5.6%となっています。



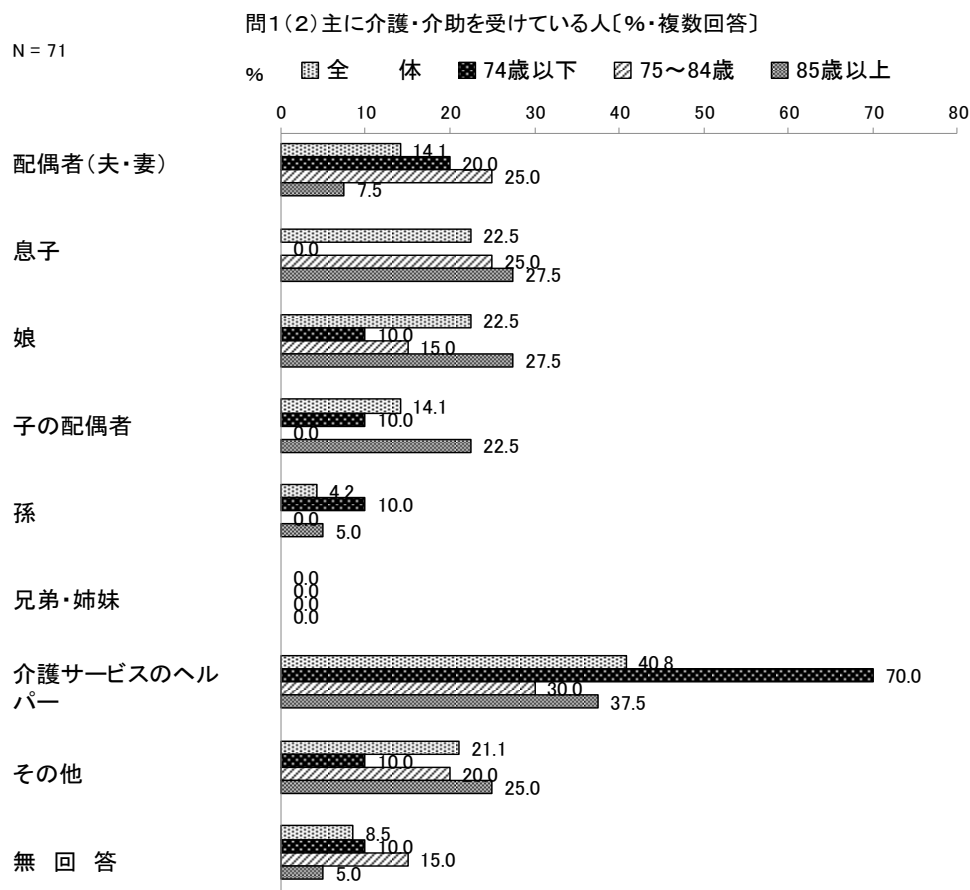
② 普段の生活での介護・介助の必要性

全体では、「介護・介助は必要ない」が70.9%と多く、「現在、何らかの介護・介助を受けている」が13.6%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が10.0%となっています。



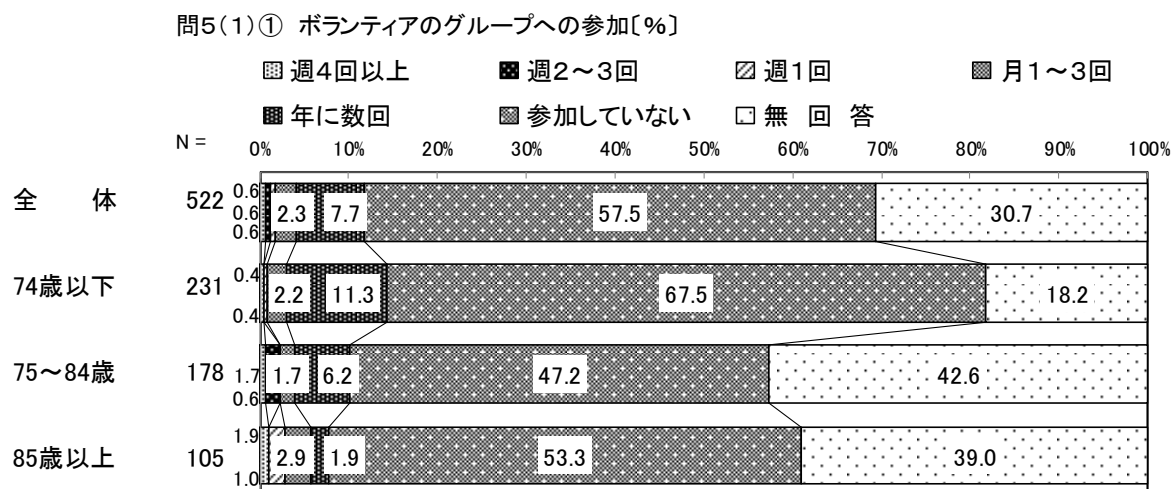
③ 主な介護者

全体では、「介護サービスのヘルパー」が40.8%と多く、「息子」と「娘」がともに22.5%となっています。前回調査と比べて、「介護サービスのヘルパー」が21.4%から40.8%と、19.4%増えています。

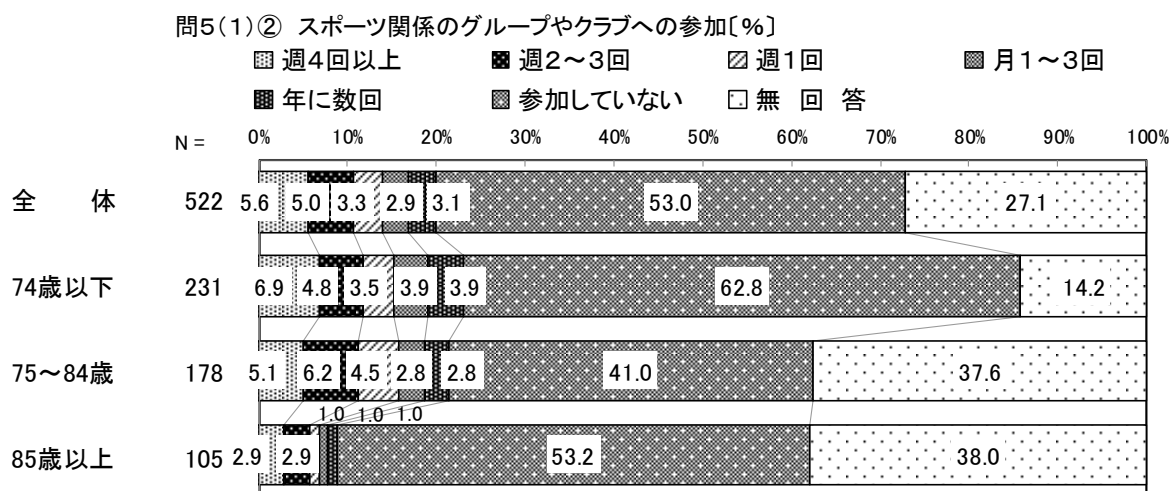


④ 地域活動等への参加状況

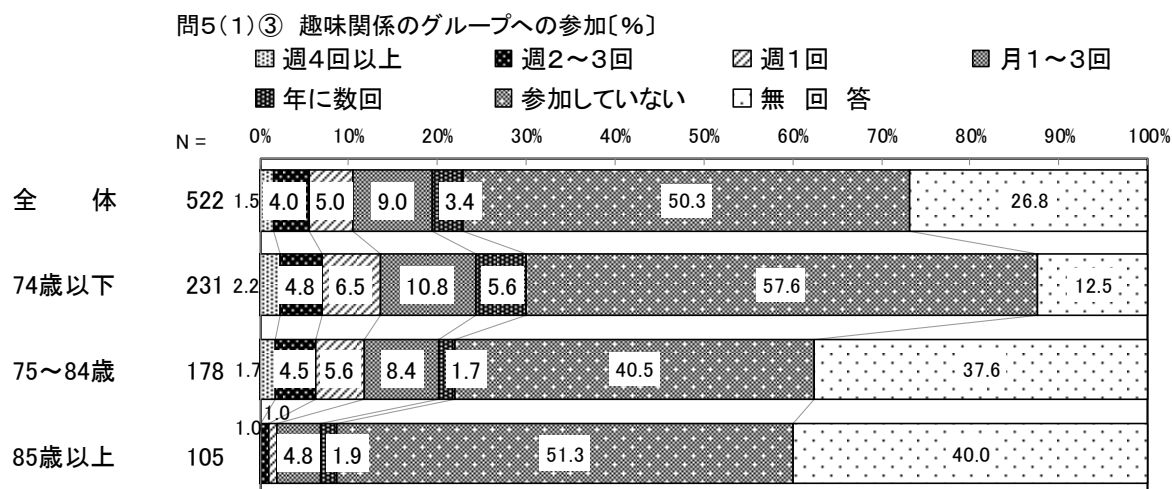
ボランティアのグループへの参加状況は、全体では、「参加していない」が57.5%と多く、年に数回以上の参加は11.8%となっています。



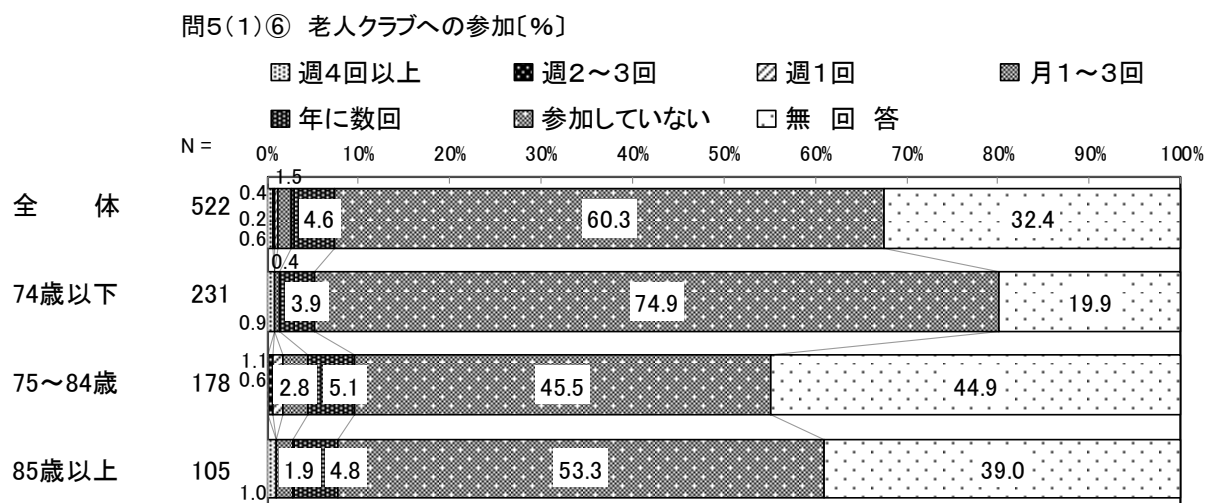
スポーツ関係のグループやクラブへの参加状況は、全体では、「参加していない」が53.0%と多く、年に数回以上の参加は19.9%となっています。



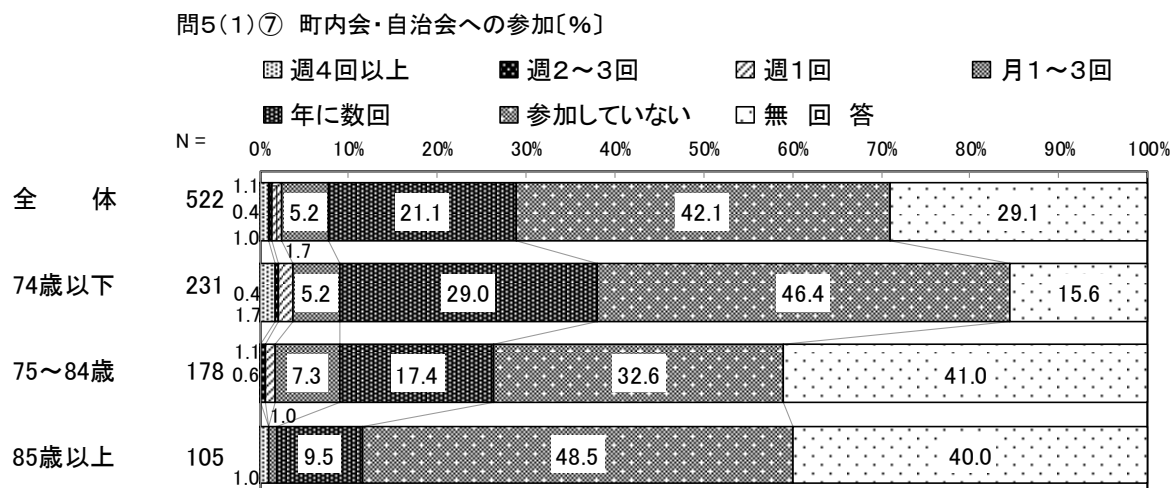
趣味関係のグループへの参加状況は、全体では、「参加していない」が50.3%と多く、年に数回以上の参加は22.9%となっています。



老人クラブへの参加状況は、全体では、「参加していない」が60.3%と多く、年に数回以上の参加は7.3%となっています。



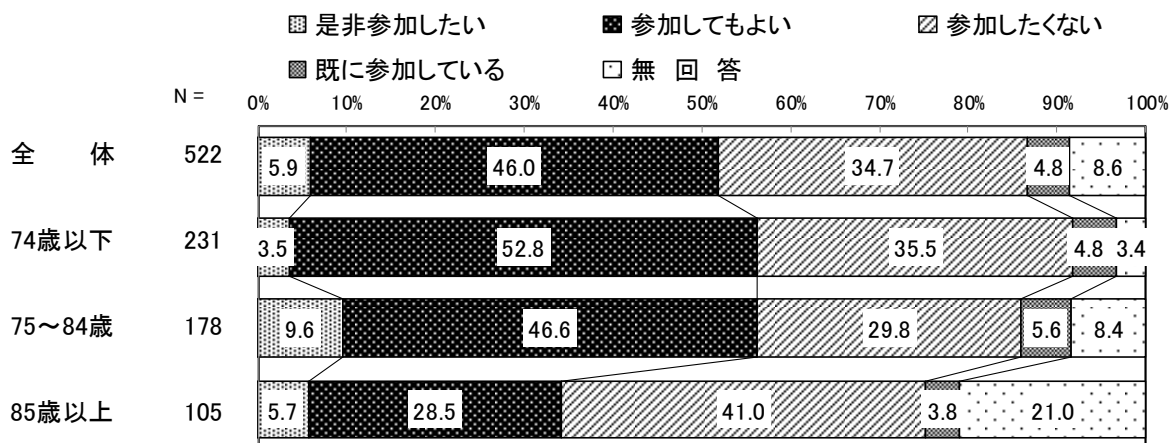
町内会・自治会への参加状況は、全体では、「参加していない」が42.1%と多く、年に数回以上の参加は28.8%となっています。



⑤ 地域住民有志のグループ活動への参加

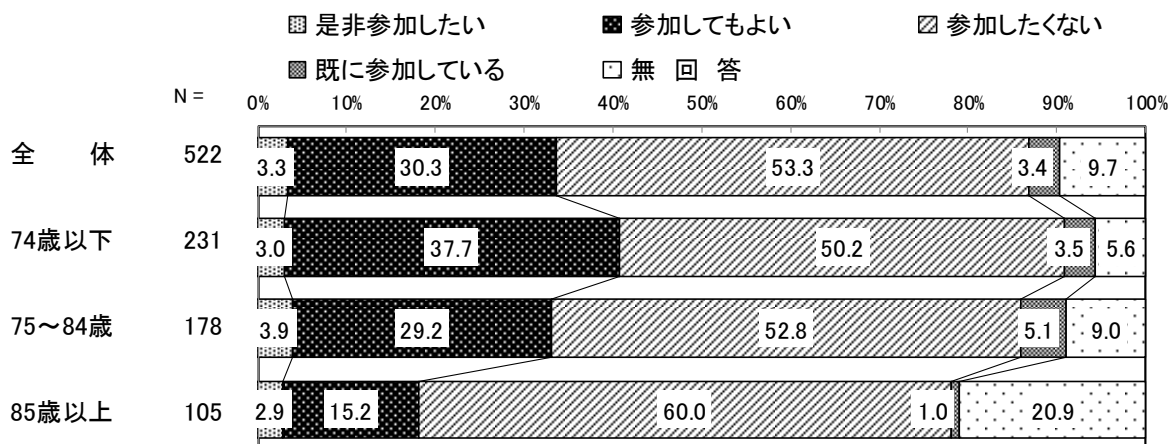
全体では、「参加してもよい」が46.0%と多く、「是非参加したい」の5.9%とあわせた参加意向率は51.9%となっています。なお、「参加したくない」は34.7%です。

問5(2) グループ活動へ参加者として参加[%]



企画・運営(お世話役)としての参加については、全体では「参加してもよい」が30.3%、「是非参加したい」が3.3%で、参加意向率は33.6%となっています。なお「参加したくない」が53.3%です。

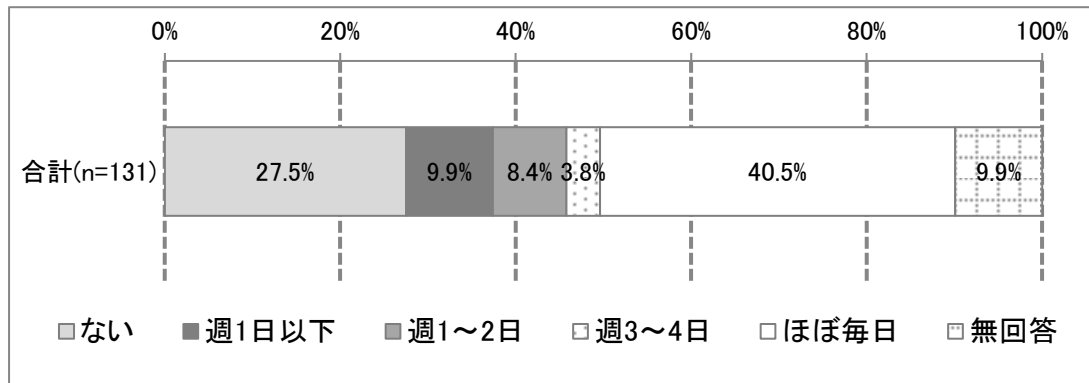
問5(3) グループ活動へ企画・運営として参加[%]



2-2 在宅介護実態調査

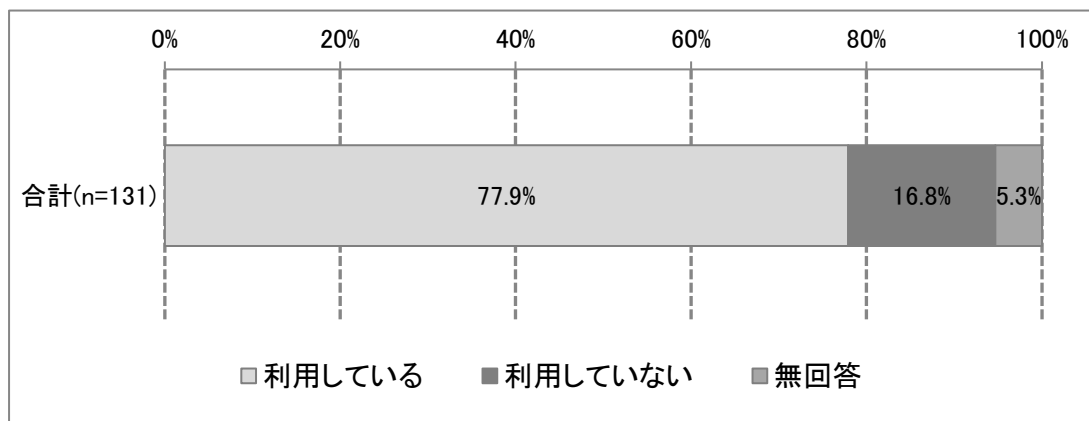
① 家族・親族からの介護

「ほぼ毎日ある」が40.5%、「週に3～4日ある」が3.8%、「週に1～2日ある」が8.4%、「家族親族の介護はあるが、週に1日以下」が9.9%、家族等の介護を受けているのは62.6%となっています。「ない」は27.5%です。

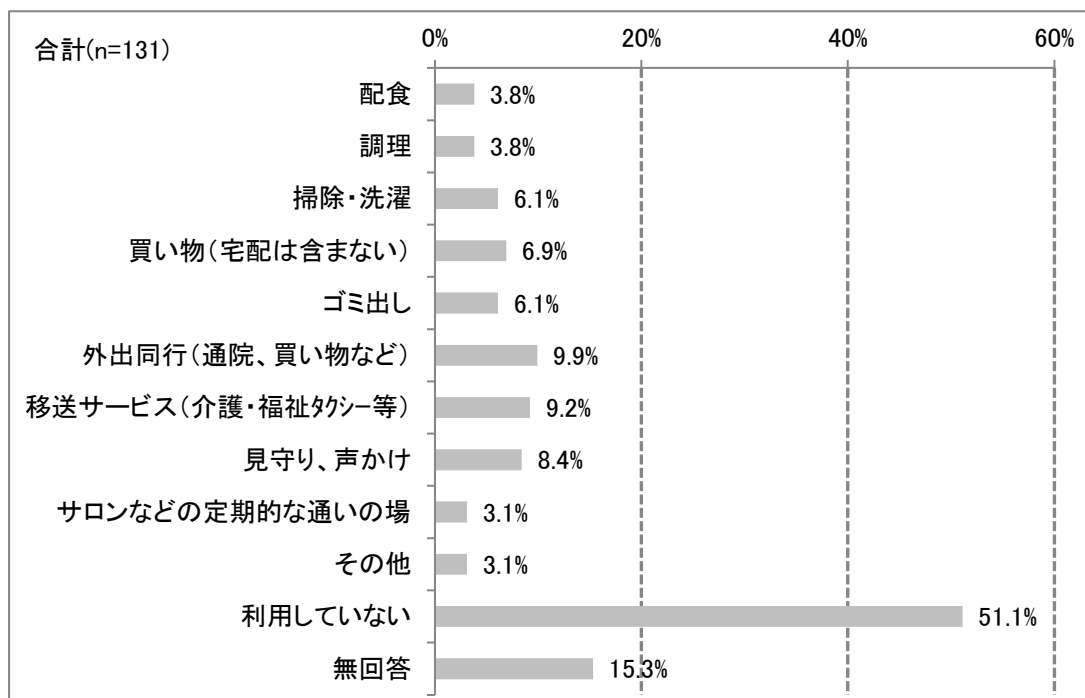


② 介護保険サービスの利用

77.9%の人が「利用している」と回答しています。「利用していない」は16.8%となっています。前回調査と比べて、利用率が68.5%から77.9%に9.4%増加しています。

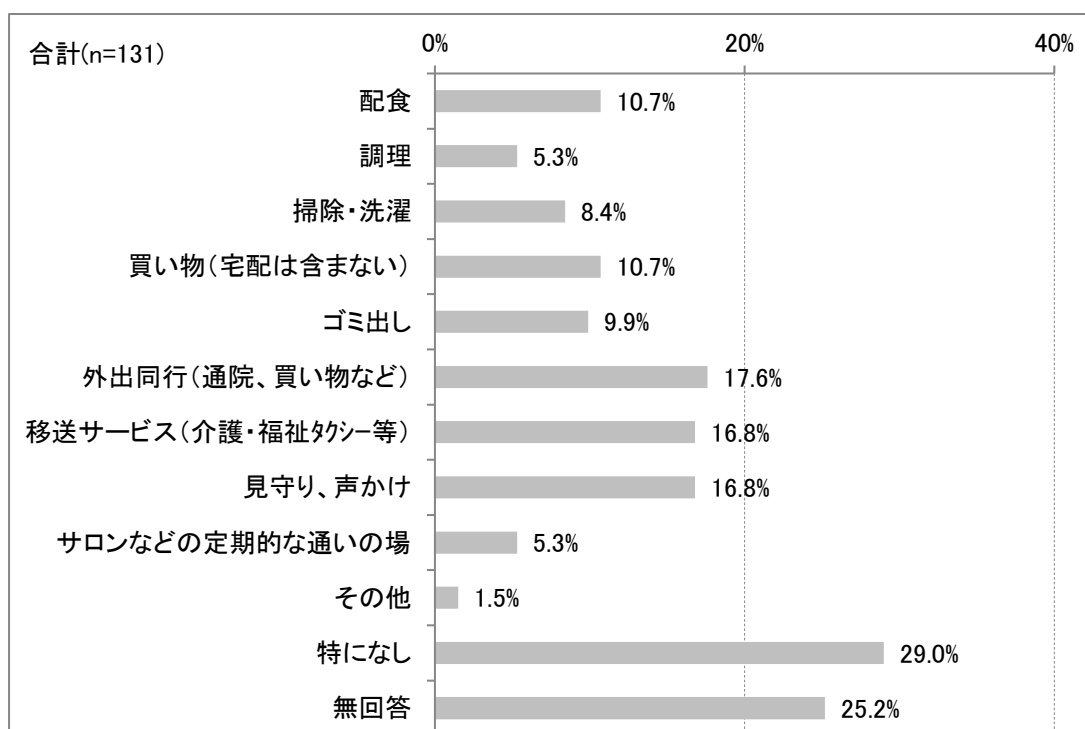


介護保険サービス以外のサービスについては、「利用していない」が51.1%と多く、次いで「外出同行(通院、買い物など)」が9.9%、移送サービス(介護・福祉タクシー等)が9.2%と続いています。



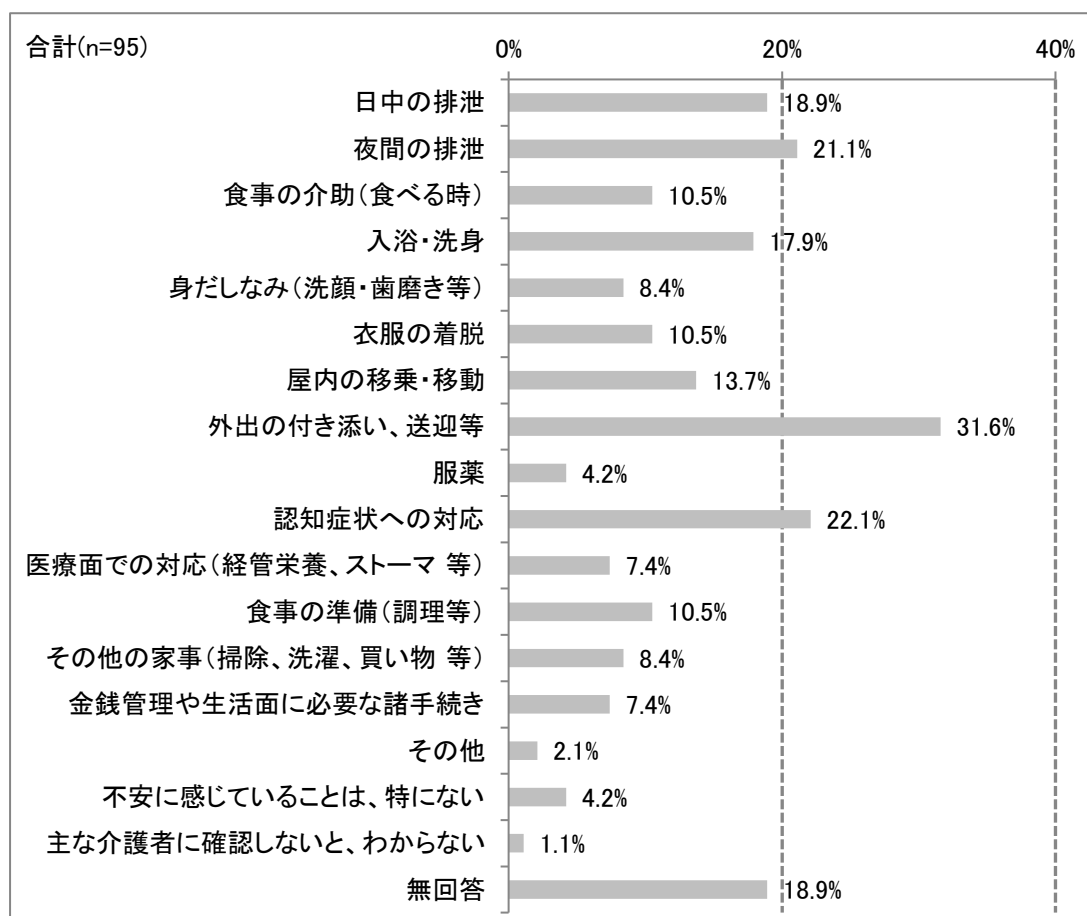
③ 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「特になし」が29.0%と多く、次いで「外出同行(通院、買い物など)」が17.6%、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」「見守り、声かけ」がともに16.8%と続いています。



④ 主な介護者の不安

「外出の付き添い、送迎等」が31.6%と多く、次いで「認知症状への対応」が22.1%、「夜間の排泄」が21.1%と続いています。

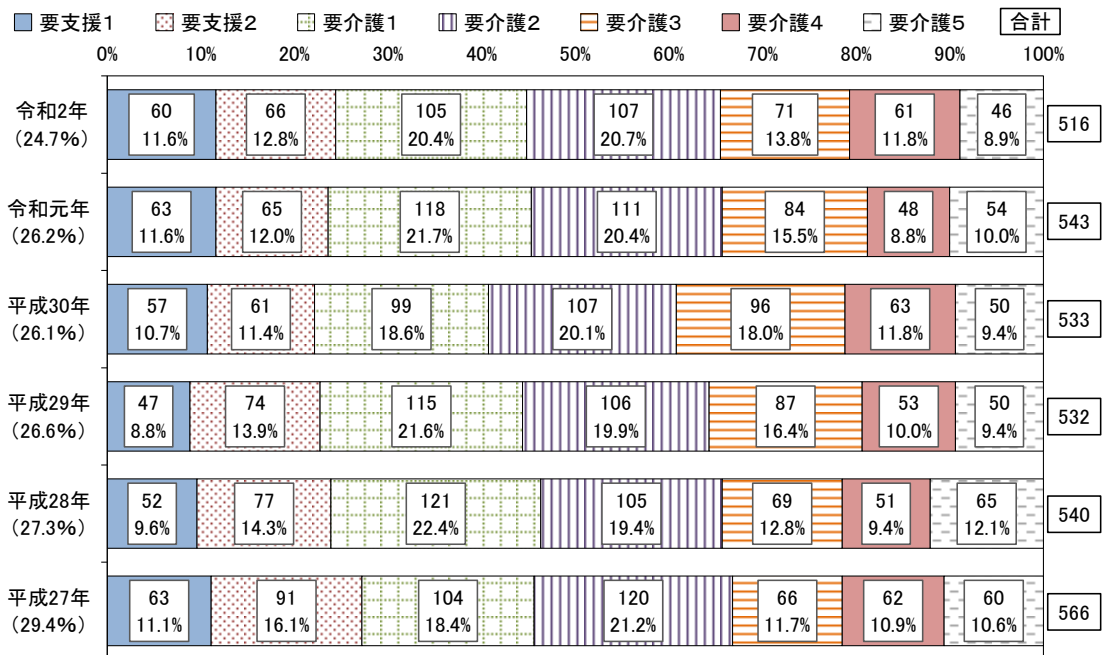


3 介護保険事業の状況

3-1 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数は、平成27年は566人でしたが、令和2年は516人となっています。要介護度では、平成30年を除いて要介護1と要介護2がそれぞれ100人を超えて多くを占めております。

【要支援・要介護認定者の推移(各年9月末現在)】



※()内は、第1号被保険者数に対する要支援・要介護認定者の割合

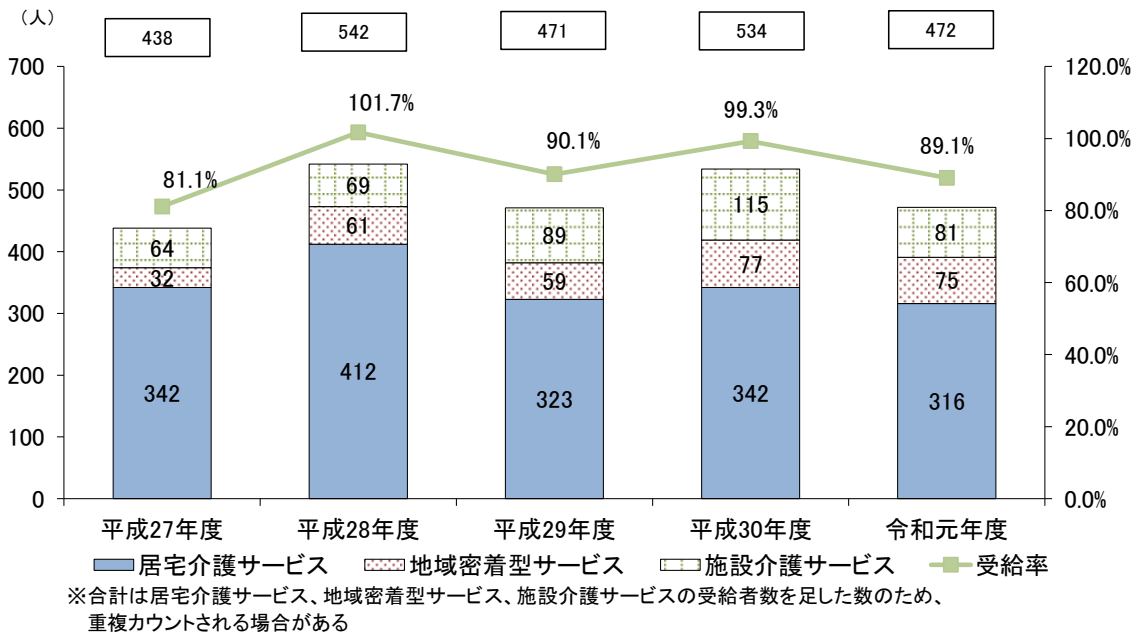
介護保険事業報告

3-2 介護保険サービス利用者の推移

月平均介護保険サービス受給者数は、平成27・29年度・令和元年度は400人台、平成28・30年度は500人台となっています。居宅介護サービス利用者は平成28年度に400人を上回っており、施設介護サービス利用者は平成30年度に110人を上回っています。また、地域密着型サービス利用者は平成27年度を除く各年度で約60から70人台で推移しており、令和元年度では75人となっています。

受給率は各年で80%を超えています。平成27年度は81.1%と低いものの、概ね90%前後の受給状況となっており、平成28年度は101.7%と最も高くなっています。

【平均サービス利用者数の推移(各年度末現在)】



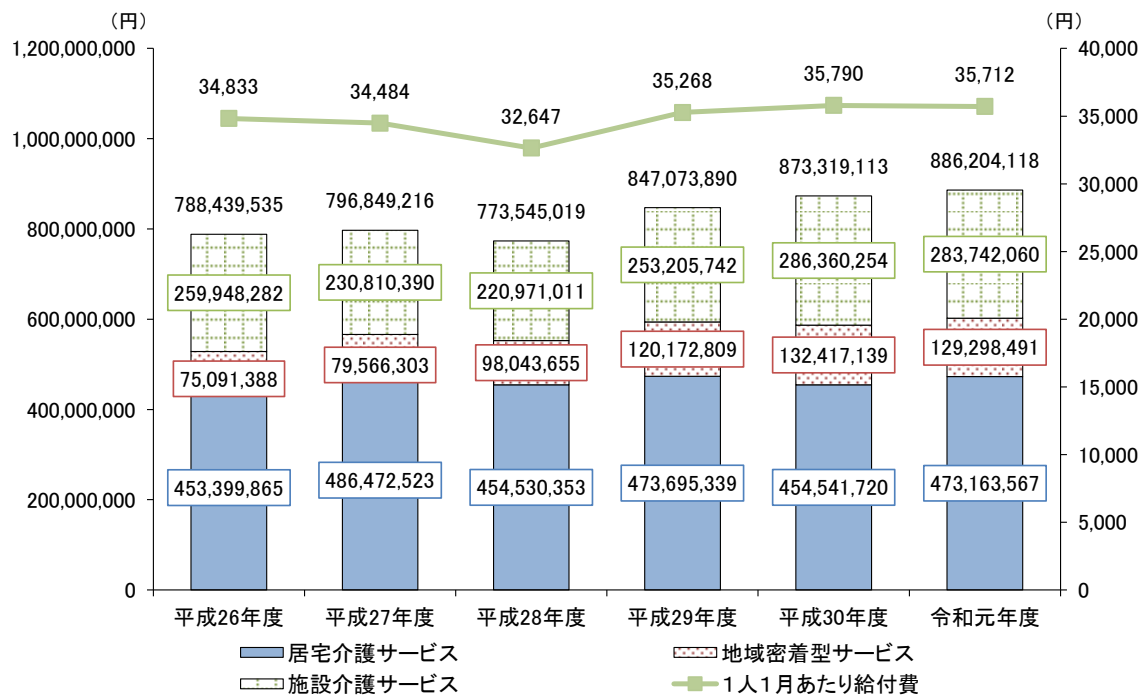
介護保険事業報告

3-3 介護保険サービスの給付状況

介護給付費は、平成29年度以降は8億円台で推移しており、令和元年度は平成27年度と比較し11.2%増の約8億8,620万円となっています。介護給付費のうち居宅介護サービス費が多く、各年度で全体の半数以上を占めています。

被保険者1人1月あたりの給付費は、平成29年度以降は35,000円台で推移し、令和元年度は35,712円となっています。

【介護給付費の推移(各年度末現在)】



介護保険事業状況報告

4 高齢者の介護・福祉に関する課題の整理

双葉町ではこれまでも高齢者の生活を支援するため、介護予防事業、健康づくり支援と在宅福祉サービスとともに、介護保険サービスの充実等に努めてきました。しかし、原子力災害の発生に伴う、全町民の避難生活は長期に及んでおり、双葉町の高齢者を取り巻く環境は厳しさを増しています。このような状況に対応するための高齢者施策が必要となっています。

① 高齢化率の上昇

高齢化率は平成29年9月末現在が32.6%、平成30年9月末現在は33.7%、令和元年9月末現在34.8%と上昇しています。震災後、若年層の転出等がみられ、総人口の減少によるところも高齢化率の上昇の要因ですが、団塊の世代が高齢者となり、前期高齢者が増えていることから、今後も高齢化率の上昇が見込まれます。

② ひとり暮らし・高齢者のみの世帯の増加

ひとり暮らし・高齢者のみの世帯は微増していました(ニーズ調査「一人暮らし」の割合、今回:19.3%、前回:16.4%)が、避難生活の長期化に伴い、家族と離れて暮らす高齢者や、家族と暮らしていても日中はひとりになる高齢者が増えています。

③ 生活環境の変化や生活不活発などによる要介護予備群の増加

住み慣れた町を離れたことにより、これまでの生活環境の変化や日常生活の大きな変化から閉じこもりがちになったり、運動不足により、身体機能及び認知機能が低下する傾向がみられます。運動機能向上や認知症予防、閉じこもり予防など、介護予防の取組がより重要となっています。

④ 介護サービス基盤の不足

近年、介護職員の確保が重要な課題となっていることから、今後の帰町の方向性などを踏まえ、事業所と連携しながら人材確保を含めて検討する必要があります。

⑤ 介護保険事業運営の課題

要支援・要介護認定者数は微減していますが、介護給付費は増加傾向であり、1人当たりの給付費は増加傾向にあります。介護保険利用者負担額と第1号被保険者保険料は減免されていますが、介護給付費の町負担分については増大しているため、介護給付の適正化に取り組んでいくことが課題です。

⑥ 高齢者の生活支援施策の推進と支援体制のネットワーク化

高齢化が進むとともに避難生活が長期化するなかでの課題がみられます。高齢者支援にあたっては、介護サービスや介護予防の実施を図るため、高齢者のニーズを把握するとともに、相談や見守りなどのネットワークを活かした手法による展開が重要となっています。

⑦ 第7期計画の取組と第8期計画期間の課題

課題	状況・取組	第8期での課題
介護予防・日常生活支援総合事業	平成29年度より移行避難先自治体との連携が特に重要で、利用者が円滑に移行できるように努めてきた。 介護予防事業については、巡回で開催している。	訪問サービス・通所サービスともに従来型のサービスのみとなっている。 介護予防と健康支援の一体的な推進を図る。
在宅医療・介護連携推進事業	圏域において退院調整ルールを策定	在宅医療について多職種連携会議に参加するとともに、在宅医療・介護連携についての啓発が重要である。
生活支援体制整備事業	コーディネーターの配置、協議体の設置	高齢者の状況、課題の整理を行い、協議体の活動の活発化を図る。
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームの設置 認知症ケアパスの作成 認知症カフェの開設 認知症サポーター養成講座の開催	認知症地域支援推進員の活動促進 認知症理解を深めるための啓発活動の促進

第3章 計画の目指す方向

1 基本理念

震災後の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、高齢者の暮らしを支援し、次の基本理念を実現するため、町民との協働による福祉のまちづくりを積極的に推進するものとします。

【介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の基本理念】

**みんなで支え合い、いきいきと、健やかに、
安心して生活できる めくもりのあるまちの実現**

2 重点施策

団塊の世代の方々が75歳を迎える2025年に向け、本計画期間中に高齢化が一層進み、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症のある高齢者、医療的ケアを必要とする要介護者の増加が見込まれます。なお、後期高齢者になると、介護が必要となる方の出現率が高まります。

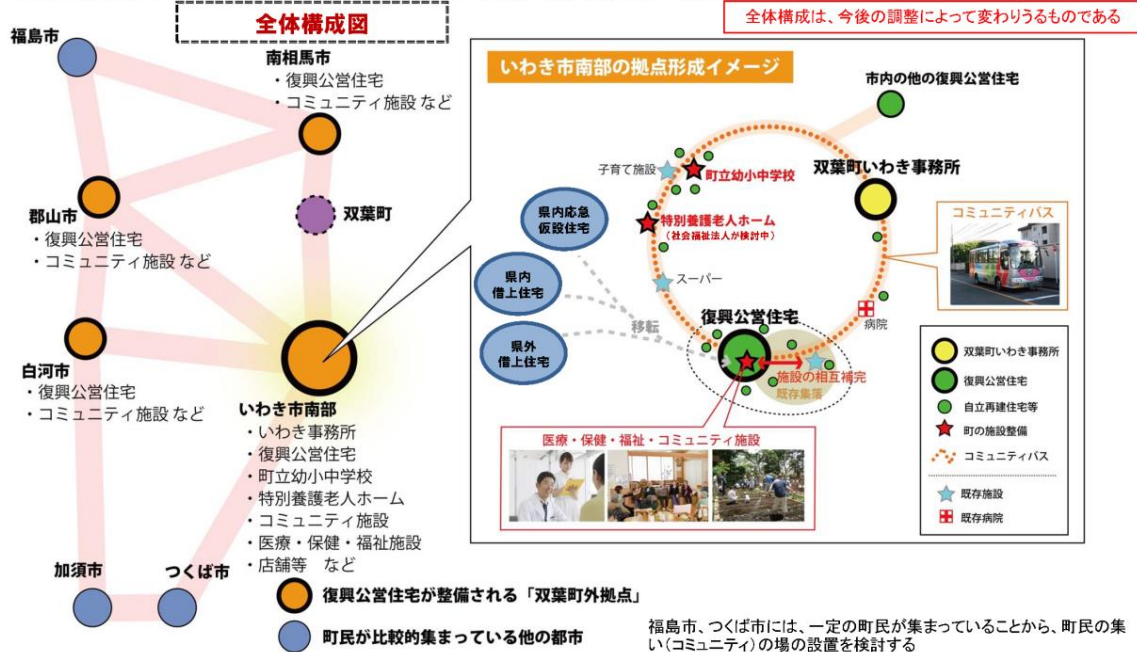
本計画期間においては、高齢者の皆さまが地域で自立した生活を営めるようにするために、介護保険だけでなく、介護予防、医療、生活支援サービス、住まいの各視点と、住民の皆さまの相互扶助を連携させた「地域包括ケアシステム」の構築とその深化の取組が求められています。

双葉町が抱える課題である原子力災害による長期避難からの帰還を令和4年春に目指す中で、地域包括ケアシステムの構築とその深化の取組を進める必要があります。そのため、上位計画である「双葉町復興まちづくり計画(第二次)」との整合性を図り、双葉町外拠点の中心と位置づけられている「いわき市南部(勿来酒井地区)の復興公営住宅」周辺地域では日常生活の主たる地域として高齢者対策を進めています。あわせて、帰還後の双葉町内での地域包括ケアシステムの構築の方向性を明確にしていきます。また、福島県外やいわき市南部(勿来酒井地区)の復興公営住宅周辺地域以外に避難されている方々への支援策としては、各避難先自治体と連携と協力を図りながら、できる限りの支援をしていきます。

【町外コミュニティの形成イメージ】

分散型ネットワークによる町民コミュニティの形成～双葉町外拠点(復興公営住宅)の全体像～

○双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅が、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に整備されます。
この復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるよう考えています。
○特に、いわき市の希望が最も多く、いわき市勿来地区には、役場事務所が所在し、町立幼小中学校も再開されていることから、いわき市南部(勿来酒井地区)の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心としています。



双葉町復興まちづくり計画(第二次)

【「地域包括ケアシステム」のイメージ】



厚生労働省「地域包括ケアシステム」

3 基本目標

基本目標1 心身ともに健やかな暮らしの支援

高齢者の皆さんが健康づくりと介護予防に取り組む機会の確保を図ります。また、見守りや交流機会、様々な活動への参加促進など、高齢者を支える施策、高齢者の元気を引き出す取組を推進します。ぬくもりのあるまちの実現のため、避難先自治体、医療機関、町社会福祉協議会、県など関係機関との連携を図ります。

基本目標2 ぬくもりのある環境づくり

介護や支援が必要になっても安心して暮らせるように、介護保険サービスを中心に、保健・福祉サービスを組み合わせながら必要なサービスを利用できる体制の整備を図ります。

避難生活が長期化するなか、高齢化が進み、高齢者の不安は増大していることがニーズ調査からも伺えます。暮らしの不安を軽減するために、町民同士の支え合い活動と保健・医療・福祉・介護関係者の連携による活動、町民への健康福祉に関する情報提供なども含めて、総合的な推進体制の構築を目指します。

基本目標3 介護保険サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営

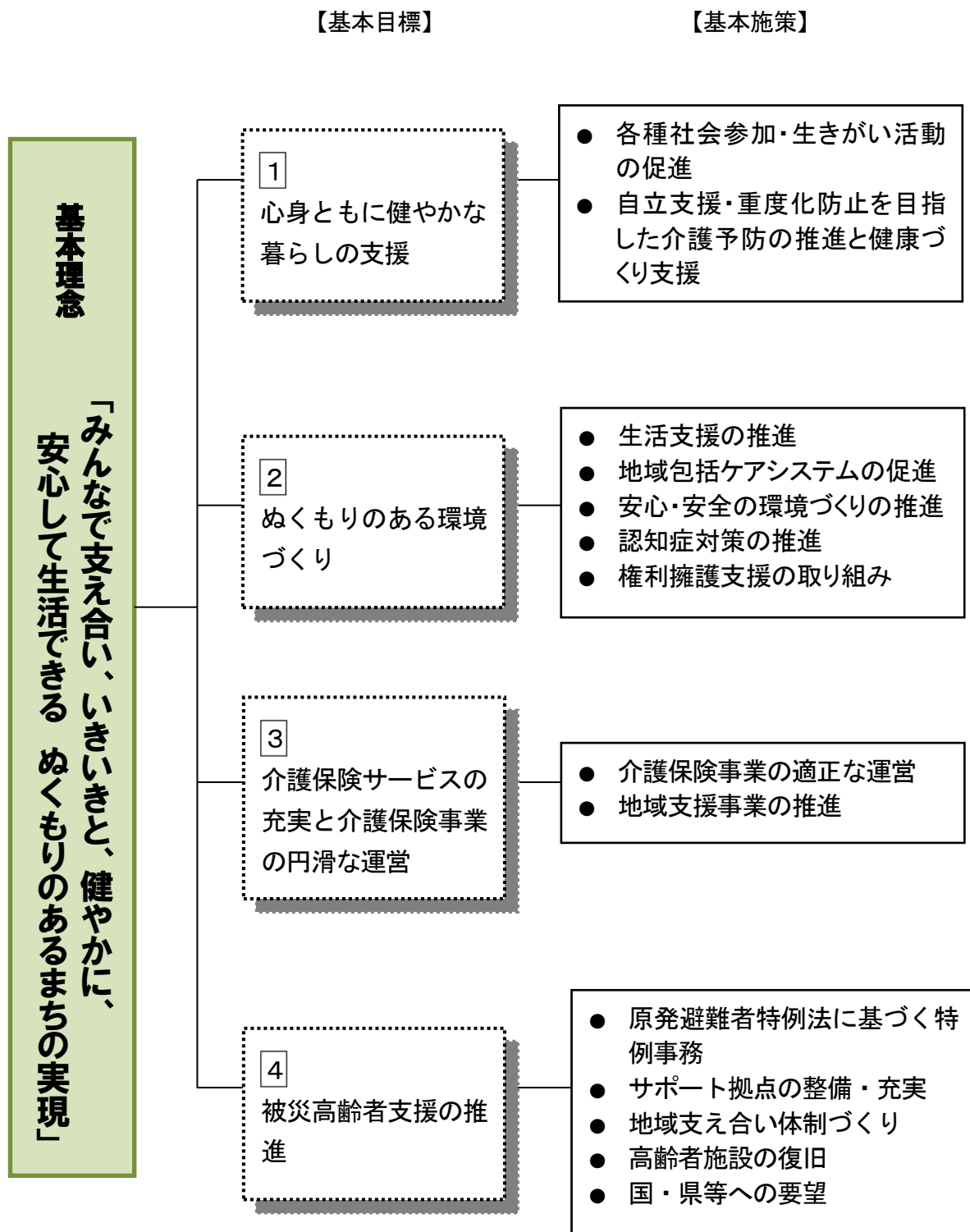
要支援・要介護認定者は震災及び原子力災害を経験し、避難生活が長期化するなか、大幅に増加しました。必要な介護保険サービスを利用して自立した暮らしが続けられるように、介護保険サービスを推進するとともに、適正な介護保険事業運営を行います。

基本目標4 被災高齢者支援の推進

避難生活の長期化に対応するため、支援強化や、健康管理、介護予防の推進など、それぞれの状況に応じた取組を進めます。

4 施策の体系

取り組むべき課題を踏まえ、次のような体系で施策を展開します。



第4章 施策の推進

基本目標1 心身ともに健やかな暮らしの支援

1 各種社会参加・生きがいづくり活動の促進

高齢者が自己の能力や知識を活かして、社会的に活躍することは、生きがいづくりや健康づくりにつながるため、ボランティアをはじめとする社会活動への参加促進を図っていくことが大切です。

また、若い世代への知識の伝承や育児・介護の支援など、高齢者が地域社会の様々な場面で活躍することは、生きがいづくりや健康づくりにつながります。

1-1 老人クラブ活動の活性化と多世代交流

高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進を図る目的で、老人クラブが組織されています。老人クラブ連合会事務局を町社会福祉協議会が担当して、会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに会員同士の交流機会を持ち、生きがいづくりを推進していきます。

1-2 高齢者の意欲的な活動の促進

① 生涯学習の推進

すべての町民が生涯にわたって主体的に学習を継続できるような学習機会の拡充や、学習条件の整備に努めており、教育委員会教育総務課で婦人学級などを開催しています。このように様々な施設や機会を利用しながら、高齢者が様々な学習活動への参加を促進するとともに、高齢者の生きがいづくり及びコミュニティの場づくりを推進します。

高齢者の学習意欲に対応しうる講座の設定などを充実し、各種講座等の内容や開催場所等の学習機会の提供を行っていきます。

② スポーツ・レクリエーション活動の普及促進

高齢者の趣向等にあったスポーツ・レクリエーションについて、パークゴルフ大会を継続して開催するとともに、スポーツフェスティバルの内容などを配慮して参加を促進します。高齢者が他地域や多世代とスポーツやレクリエーションを通して交流が深められるように、場と機会の拡充を図ります。

高齢者の健康づくりや日常生活にスポーツを取り入れてもらえるように、運動指導者の育成・確保を図ります。

1-3 ボランティア活動の推進

町社会福祉協議会が総合窓口として、ボランティア団体への活動支援、活動の相談、情報交換、機材の貸し出しなど活動全般の支援を行っています。

関係機関との連携のなかで、ボランティアに対する意識を高め、ボランティア活動の支援に努めます。

2 自立支援・重度化防止を目指した介護予防の推進と健康づくり支援

2-1 自立支援・重度化防止のための介護予防の推進

介護予防教室、サロン、健康講話、リハビリ体操の4つの介護予防事業を、巡回方式で行っており、事業の周知が進んできて参加される方も増えてきています。当面は介護予防事業を巡回方式で実施していきます。

2-2 健診・各種検査の受診勧奨

65～74歳の双葉町国民健康保険加入者は町の特定健診、75歳以上の方は後期高齢者健診を実施しており、各種がん検診、結核検診を同時に受診できるようにしています。特定健診等実施計画・国保データヘルス計画などに基づき、県内・県外で健診の実施体制について協議して実施します。健診の大切さについて啓発し、受診意向調査を行いながら、受診勧奨に努め、受診者の増加と受診率の向上を図ります。特定健診受診率は令和元年度44.6%であり、健診受診率の向上とともに、特定保健指導の終了率を高めていきます。

継続して実施するとともに、健診未受診者1人当たりにおける医療費が、受診者に比べ高額になっていることから、病気の早期発見・早期治療の観点からも、更なる健診受診率の向上を図ります。総合健診(県内外)・避難者検診・県民健康診査等町民の状況により、より受検しやすい環境を提供できるよう関係機関と連携し体制整備を継続して実施していきます。

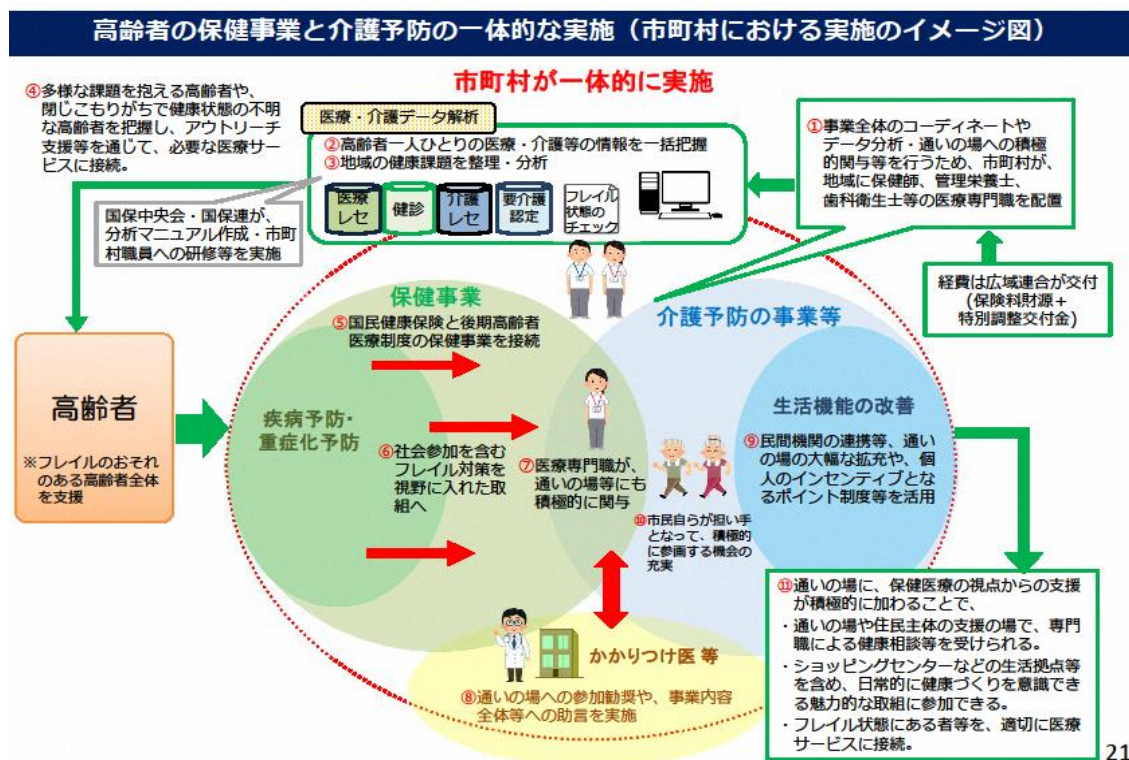
2-3 健康増進事業と感染症予防の推進

健康教育、健康相談、訪問指導などを実施して、町民の心と身体健康づくりを支援します。健康増進計画に基づいた生活習慣病の発症予防と重症化予防の重点的な取組としては、健診結果説明会、糖尿病予防教室、口腔ケア教室、栄養サロンと、結果に基づく個別訪問指導等の事業を実施するとともに、健民カードの普及を図ります。

これまでも保健事業と介護予防事業を一体的に実施してきましたが、今後もより合理的な事業内容を検討して、高齢者の健康づくりと介護予防を多くの町民に「フレイル予防」に興味を持ってもらうよう広報活動で町民に呼びかけます。

感染症対策として、今後も高齢者のインフルエンザ予防接種を全額助成し、接種を促進します。また、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症の予防、感染拡大防止策に向けた町の取組、新しい生活様式等について町民への周知啓発を行うとともに、事業や集まる機会での感染症対策を実施します。コロナ禍の状況が当分継続する見込みであり、感染防止対策を徹底しながら、保健事業の内容等を検討・実施します。

【健康増進事業と介護予防事業の一体的な推進イメージ】



出典：厚生労働省資料

2-4 放射線リスクの低減

各種がん検診をはじめ、甲状腺検査、内部被ばく検査などが実施されており、県では健康管理調査を定期的実施しています。放射線リスクの低減を目指して、健診結果を町民それぞれが把握できるように、町及び県で配布した健康手帳と健康管理ファイルの有効活用を図ります。

また、各種検査結果は経年的な分析が必要であり、健康管理データを活用して健康増進活動に活かしていきます。

引き続き、甲状腺検査及び内部被ばく検査を実施します。

基本目標2 めくもりのある環境づくり

1 生活支援の推進

ひとり暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者及びその家族が、地域の中で安心して自立した暮らしを送れるように日常生活の支援に努めます。

また、介護が必要になっても在宅での暮らしが継続できるよう支援していくには、家族等の介護者を支援するサービスの充実やサービスメニューの周知を図る環境づくりが重要となります。

1-1 在宅生活の支援

① 軽度生活援助サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、介護が必要な状態になることを予防し、在宅での自立した生活の維持を図るため、外出時の援助、食事、食材の確保、家周りの手入れ、家屋の整理・整頓など簡易な生活上の援助をするサービスです。高齢者の自立の援助、要介護状態への進行防止を目的として、いわき市南部(勿来酒井地区)の復興公営住宅を主たる地域としてサポートセンターで実施します。

② 生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等であって、家に閉じこもりがちな方、または寝たきり、認知症になる恐れがあると判断された方に対し、生きがいづくりや心身機能の維持向上、日常動作訓練等の通所事業を提供するものです。特に、閉じこもり傾向のある高齢者が参加できるようなメニュー(プログラム)を検討・工夫し、いわき市南部(勿来酒井地区)のサポートセンターで実施します。

③ 生活管理指導短期宿泊事業（生活支援ショートステイ）

介護老人施設等の専用床または空ベッドを利用して、一時的に要介護者を入所させるものです。介護者が事故、災害、疾病等で、緊急のやむを得ない場合利用することができることから、家族の介護負担の軽減にもつながるため、利用の促進を図っていきます。

④ 快適住宅改修助成事業

介護保険給付対象者以外の在宅で支援が必要な高齢者、障がい者等を対象に、軽微な住宅改修に係る費用の一部を助成しています。助成額の上限は 18 万円として実施していますが、適切な住宅改修が図られるよう、利用者に対し専門的な知識を持った方のアドバイスが必要です。

介護予防の観点から、転倒防止等の住宅改修を促進するため、サービスが必要な高齢者等が利用しやすいよう対応に努めます。高齢者等が快適に利用できるよう、住宅改修についての相談に適切に対応できるよう体制を整備していきます。

1-2 自立生活の支援

① 日常生活用具給付・貸与事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、火災報知器、自動消火器等を給付しています。

② 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、従来の電話回線、または携帯電話の回線に緊急通報装置を設置し、急病などの緊急時に、迅速かつ適切に対処しています。緊急通報装置を必要とする高齢者を把握する必要があるとともに、通報後の対応に必要な緊急連絡先の確保を図る必要があります。緊急通報委託事業者が、利用者と隣接者との協力により安否確認を行っており、設備使用料は町が負担し、通話料金の一部は個人負担となっています。対象者の把握に努めるとともに事業の周知に努め、また、通報後の迅速な対応を確保するため、急病や緊急時にも安心して生活できる体制を整備していきます。

③ 外出支援サービス

高齢者及び身体障がい者(下肢機能障がい者)であって、一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、移送用車両により送迎をするサービスです。

1-3 在宅介護の支援

① 介護用品の支給

在宅ねたきり高齢者を対象に、紙おむつなどの介護用品を月3,000円までを上限に給付しています。在宅生活の継続支援と介護家族の負担を軽減するものです。

② 在宅ねたきり高齢者等介護顕彰事業

要介護状態区分が要介護4・5の在宅のねたきり高齢者等を介護している方に、年額3万円を支給しています。介護する家族へ慰労と顕彰を行うためのものです。

③ 介護者支援

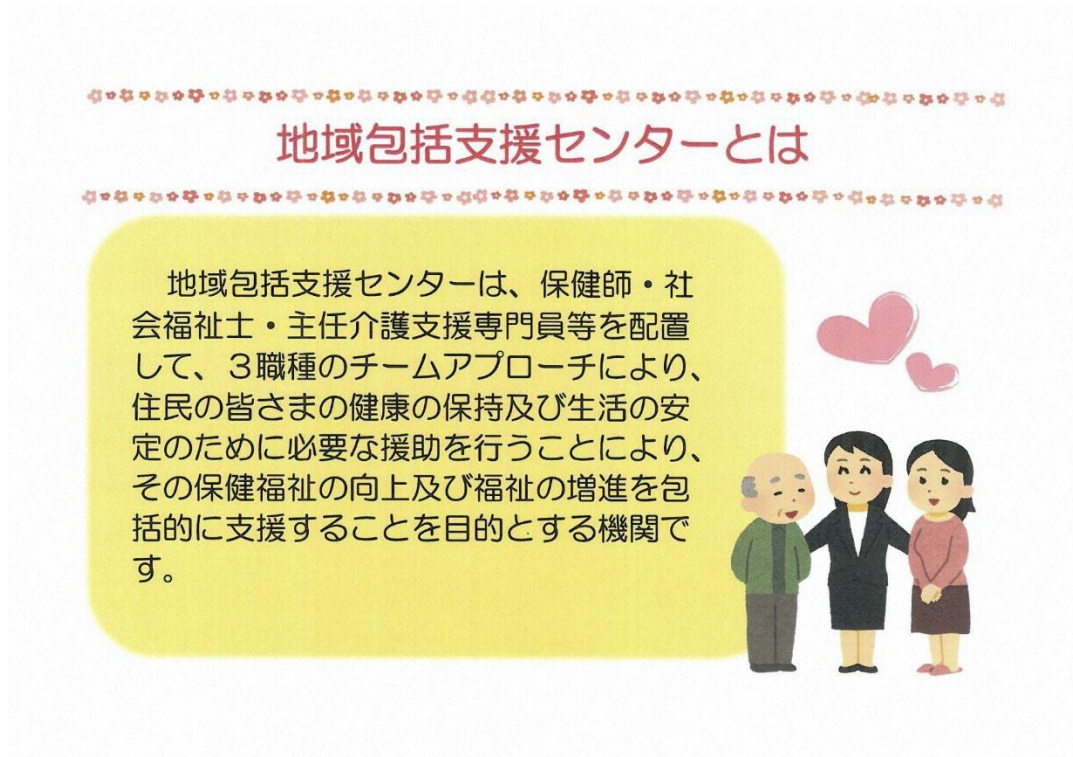
介護者に対して、健康に関する正しい知識を普及することにより介護者の健康保持、増進を図るため、保健師による講話や介護についての教室を実施しています。今後は要介護認定者が増えることが見込まれ、医療の必要な在宅で暮らす認定者の増加が考えられることから、介護についての教室をはじめとする在宅での暮らしを継続できるように、また介護負担や介護による離職を軽減できるように介護者への支援策を検討していきます。

2 地域包括ケアシステムの促進

2-1 地域ケア体制づくりの推進

第6期から開始している総合事業の充実や生活支援サービスの体制整備、在宅医療と介護連携の推進に取り組むとともに、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

そのなかで、地域包括支援センターの役割がさらに重要となっており、自立支援型の地域ケア会議の開催、包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実のための機能強化に努めています。



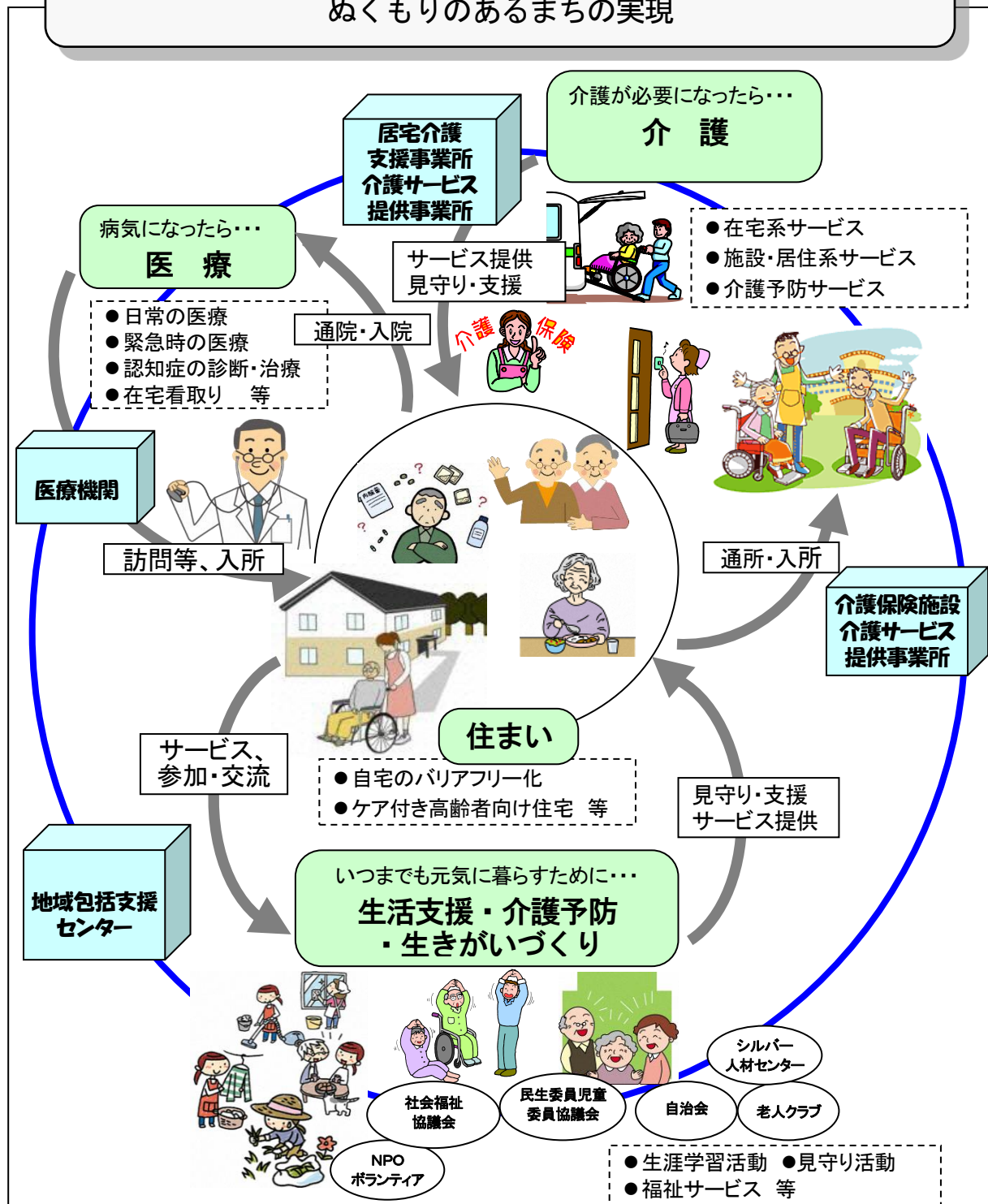
地域包括ケアシステムのイメージ

※全町避難の状況により下記図はあくまでもイメージとなります。避難先においても町民の方が手厚い支援を受けられるよう今後関係機関と調整していきます。

《地域包括ケアシステム》とは

安心して暮らせる住まいで、生活上の安全や安心、健康の確保とともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制のこと。

みんなで支え合い、いきいきと、健やかに、安心して生活できる
ぬくもりのあるまちの実現



2-2 相談・苦情への対応

介護保険制度の導入等により、福祉サービスの供給が多様化するなか、利用者が自らサービスを選択する必要があります。また、近年の社会情勢の変化等に伴い、高齢者を巻き込む現状は、大きく変化しており、高齢者の生活が様々な危険に脅かされることも多くなっていることから、高齢者の安全を守る仕組みづくりが必要となっています。

各種窓口で対応した相談については、各課間での連絡・調整を図り、適切な相談先で相談ができるように努めます。

2-3 情報のバリアフリー化の推進

介護予防や社会参加の機会の拡充を図るためにも、サービスや制度の情報、地域の情報など各種情報が、入手しやすくかつわかりやすいものとなるように、多様な情報提供に努めます。

2-4 地域の支え合い活動の推進

地域住民が協力し合える地域をつくるためには、地域住民の一人ひとりの助け合いの意識を育てていくことが大切になっています。双葉町では、町社会福祉協議会を中心に、高齢者の安否確認など、地域で高齢者を支える多くの活動が進められています。このような地域での支え合い活動が、今後さらに期待されるところであり、地域に根づいた活動を大切に支援していくとともに、町社会福祉協議会と連携して地域包括ケア・継続的マネジメント体制の構築を図っていきます。

3 安心・安全の環境づくりの推進

3-1 防犯活動・交通安全対策の推進

災害や事件・事故などあらゆる危険から高齢者の安全を確保できるように、関係機関との連携体制の強化を図るとともに、地域住民への協力要請を行い、安全・安心のまちづくりを推進します。

また、災害時の避難行動要支援者名簿の作成を進め、避難先自治体との情報共有を図ります。

3-2 防災体制の整備

近年は、台風や大雨、地震など大規模な自然災害が多く発生しており、災害への備えを避難先自治体などと連携の上、被害が最小限のものとなるような施策の展開を図ります。

要配慮者利用施設の避難確保計画の更新、災害時の避難行動要支援者名簿の作成、避難先での避難訓練などへの参加促進に向けた周知に努めます。

3-3 高齢者を取り巻く環境の向上

今後、復興公営住宅などの道路、公共施設等の整備にあたっては、高齢者等が利用しやすいまちづくりを行うことが、すべての町民にとってもやさしいまちづくりであるという考え方に基づいて、関係機関への働きかけや町民への啓発活動も行っていきます。

復興公営住宅の整備については、令和4年春頃からの入居開始を目指して整備し、その後段階的に拡大していく方向です。

4 認知症対策の推進

認知症の予防については、高齢者の関心も高くなっていますが、様々な機会を活用して高齢者だけでなく、家族や高齢者以外の年齢層に対しても、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。また、認知症に関する正しい理解や認知症の人に対する接し方を学んだ認知症サポーターにより地域での見守り活動等が展開されるように、認知症サポーターの育成と活動支援に努めます。そして、今後は、認知症サポーターが正しい理解を得たことを契機に自主的に行ってきた活動をさらに一步前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけるための「チームオレンジ」に取り組みます。

4-1 相談体制の充実

平成29年度より、認知症地域支援推進員を町地域包括支援センターに配置しており、地域での支援活動として、認知症患者家族のレスパイトケア（一時休息支援）及び認知症への理解促進のために、地域住民や認知症患者の家族等を対象とした「認知症カフェ」を平成30年度から開催しています。

また、認知症地域支援推進員と圏域で設置した認知症初期集中支援チームとの連携により、医療機関への受診や介護認定申請手続き、介護サービスの紹介等へつなげていきます。

4-2 認知症ケアパスを活用した支援活動の推進

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、国の示す新オレンジプランを踏まえた認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の周知と普及に努めます。

4-3 認知症サポーター養成講座の開催

認知症の正しい知識やつきあい方についての講義を行う講座を開催し、認知症サポーター養成講座の開催に努めます。

5 権利擁護支援の取組

加齢や認知症・精神障がいなどによって判断能力が十分でない高齢者等の人権及び権利が守られるよう、成年後見制度、自立生活支援事業等について広報紙などを活用して定期的に周知し、利用促進を図ります。

また、健康福祉課内で権利擁護対応向上研修を行い、権利擁護支援の体制確保を図るとともに、関係機関との連携会議等を通じて情報共有し、成年後見制度利用促進計画の策定も含め、判断能力が十分でない高齢者等の早期把握につながるような仕組みづくりに取り組みます。

基本目標3 介護保険サービスの充実と介護保険事業の円滑な運営

双葉町では、これまで、介護保険の各サービスについて、介護や支援が必要な高齢者が十分なサービスが受けられるよう、既存のサービス基盤の充実を図るとともに、新たなサービスの提供体制の整備を図ってきました。

1 介護保険事業の適正な運営

1-1 適切な要支援・要介護認定の実施

調査員が、要介護認定申請者宅に訪問して要支援・要介護認定調査を行っており、現在、一部自治体においては、原発避難者特例法により、避難先自治体での申請・調査・審査が行われています。今後も避難先自治体との連携を深め、適切な対応に努めていきます。

また、介護認定審査会については、圏域の動向に応じて相互に連携を図りながら適切な対応に努めます。

1-2 介護保険サービスの質の向上

① 情報提供・相談

各種パンフレットを活用した広報活動や電話相談など、情報の提供に努めていますが、調査で介護保険についてわからないことがあるという回答がみられることなどからも、より利用者に役立つものになるように、地域に密着した情報提供、広報活動に努めます。

また、相談等については、町地域包括支援センターと健康福祉課で連携を図りながら対応し、必要に応じて県や関係機関へつなぎ、様々な相談内容に適切に対応します。

② サービス事業者との連携

避難先で介護保険サービスを利用している高齢者等が円滑に必要なサービスを利用できるように、圏域内及び避難先の介護保険サービス事業者と連携してサービスの利用を図ります。

③ ケアマネジメントの適正化

要支援・要介護認定者が必要なサービスを適切に利用し、自立した生活を継続できるようにするには、ケアマネジャーのプラン作成と利用者本人・家族への働きかけ、その後のフォローなどケアマネジメントが特に重要であり、介護保険全体に大きな影響があると考えられます。

今後も、町地域包括支援センターの包括的支援事業をはじめ、事例検討や連絡・協議の場を設け、ケアマネジメントの適正化を目指します。

1-3 サービス利用に関する取組

① 特定入所者介護サービス費の給付

入所サービスや通所系サービスの食費、居住費、宿泊費について、利用者負担段階が1～3の方に国の定める基準費用額と負担限度額の差額を給付します。利用者は負担限度額を事業者を支払う、現物給付の扱いで行います。

② 高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費

1 か月の利用者負担額が自己負担上限を超えた場合に高額介護サービス費を給付します。また、介護保険の受給者のいる世帯で、医療保険と介護保険の自己負担額を合計した金額が一定額を超えた場合、申請によりその超えた額を高額介護合算療養費として支給します。

③ 住民税課税層の食費・居住費の特例減額措置

利用者負担第4段階の高齢者夫婦世帯の一方が入所した場合、在宅で暮らす配偶者が生計困難とならないように、一定の要件を満たした場合、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する特例措置を講じます。

④ 社会福祉法人等減免制度の見直し

社会福祉法人等が行う介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護の各サービスを利用する場合、一定の要件を満たした場合に利用者負担を減免します。

2 地域支援事業の推進

2—1 介護予防事業の推進

① 一般介護予防事業の推進

【介護予防普及啓発事業】

介護予防は、第一に現在自立している高齢者が要介護状態に陥らないよう、その健康状態の維持・改善を図るための取組です。介護予防という言葉は定着してきているものの、避難生活の長期化により、身体機能と認知機能が低下し、介護が必要な高齢者の増加が懸念されています。このため、介護予防についての知識の普及・啓発に向けパンフレット等を活用して行うとともに、介護予防事業への参加を促進します。

【地域介護予防活動支援事業】

認知症総合支援事業として、認知症サポーター養成講座の開催を検討します。また、様々な行事や交流会などの場でも簡単な運動やストレッチなどを紹介し、毎日の生活に取り入れていけるように働きかけます。

② 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【通所型・訪問型介護予防事業】

原子力災害による全町避難の状況が続いているため、従来型の通所サービス・訪問サービスを実施しています。

今後は、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向け、多様な主体による訪問型サービス、通所サービスの実施方策について検討していきます。

【多様な訪問型サービス例】

- 生活援助等緩和した基準によるサービス（調理、掃除、ごみの分別等）
- 住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う生活援助等
- 短期集中予防サービス（通所型サービスCの利用者に対する、日常生活のアセスメントを主とした訪問、相談・指導等を実施）
- 移動支援（買物、通院、外出時の支援、通所型サービス送迎）

【多様な通所型サービス例】

- 高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業（ミニデイサービス等）
- 住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり（趣味活動等を通じた日中の居場所づくりや交流会、サロン等）
- 短期集中予防サービス（利用者の個別性に応じたプログラムを複合的に実施）

2-2 包括的支援事業・任意事業の推進

① 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは地域住民の保健医療の向上及び福祉増進を包括的に支援することを目的に、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置されました。

【地域包括支援センターの主な業務】

- 介護予防ケアマネジメント(要支援1・2のケアプラン作成)
- 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護
- 支援困難事例への対応

② 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者を対象に、介護予防ケアプランを作成(避難先自治体の居宅介護支援事業所へ委託)しサービス利用評価を行っています。要介護者から要支援に移行する場合は説明を十分に行うなど、利用者の自立支援と介護予防のため、適切な介護予防ケアプラン作成に努めます。

【参考:地域支援事業の実施状況】

(円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護予防・日常生活支援総合事業	42,749,201	25,096,060	26,123,390
訪問介護相当サービス	3,202,115	2,837,159	3,150,960
通所介護相当サービス	19,637,278	18,707,071	19,172,430
介護予防ケアマネジメント	2,594,400	2,671,830	2,800,000
一般介護予防事業	17,315,408	880,000	1,000,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	6,640,174	6,043,128	6,600,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	6,640,174	6,043,128	6,600,000
任意事業	0	0	0
包括的支援事業(社会保障充実分)	14,125,267	3,530,920	6,510,000
在宅医療・介護連携推進事業	2,800	1,300	10,000
生活支援体制整備事業	4,495,498	878,449	3,500,000
認知症初期集中支援推進事業	5,266,025	1,756,154	2,000,000
認知症地域支援・ケア向上事業	0	0	0
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0
地域ケア会議推進事業	4,360,944	895,017	1,000,000

基本目標4 被災高齢者支援の推進

1 原発避難者特例法に基づく特例事務

原発避難者特例法に基づき、町での対応が困難な事務を避難先自治体で処理することができる特例が設けられています。町民が避難先で必要なサービスを利用できるよう、避難先自治体との連携を図り、適切な対応に努めます。

- 要支援・要介護認定等に関する事務(介護保険法)
- 介護予防等のための地域支援事業に関する事務(介護保険法)
- 養護老人ホーム等への入所措置に関する事務(老人福祉法)

2 サポート拠点の整備・充実

町外に設置した高齢者サポート拠点を中心として、生活相談や交流の場づくりを行い、高齢者等の地域での孤立を防ぎ、生活を支援します。サポート拠点では介護予防や健康教育等を実施します。

3 地域支え合い体制づくり

高齢者等への見守り活動等を行うため、関係団体との連携を強化するとともに、高齢者ひとり暮らし等の住まいに緊急通報システムを整備し、見守りネットワークづくり等に取り組めます。

4 高齢者施設の復旧

町内でサービスを提供していた介護保険サービス施設等の復旧に関しては、県及び避難先自治体との調整を図りながら、事業再開のための支援に努めます。

5 国・県等への要望

医療保険料や介護保険料の減免、医療費の一部負担金及び介護保険サービスの利用者負担の免除については、令和4年2月末までの継続が決定していますが、その後については未定となっています。長期化する避難生活においての負担は受け入れがたい状況がみられることから、国・県等に対して減免の延長やその他必要な支援策について要望していきます。

一部避難指示が解除された区域の高額所得者に対する財政支援が削減されています。令和4年春の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、町民の帰還が開始されるまでは、減免が継続されるよう要望していきます。

第5章 介護保険サービスの見込み・保険料

1 計画期間の高齢者数・要介護認定者数の推計

【実績及び計画期間の推計人口】

(人・%)

	実績			推計		
	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	6,035	5,932	5,823	5,771	5,691	5,612
0～39 歳	2051	1,986	1,915	1,893	1,853	1,799
構成比	34.0	33.5	32.9	32.8	32.6	32.0
40～64 歳	1952	1,885	1,819	1,772	1,742	1,693
構成比	32.3	31.8	31.2	30.7	30.6	30.2
65 歳以上	2,032	2,061	2,089	2,106	2,096	2,120
高齢化率	33.7	34.7	35.9	36.5	36.8	37.8
65～74 歳	953	964	1,009	1,055	1,022	1,013
構成比	46.9	46.8	48.3	50.1	48.8	47.8
75 歳以上	1,079	1,097	1,080	1,051	1,074	1,107
構成比	53.1	63.2	51.7	49.9	51.2	52.2

*実績は各年9月末現在 住民基本台帳

参考:令和7年 総人口 5,462 人、高齢化率 38.9%、令和22年 総人口 5,382 人、高齢化率 41.8%

【実績及び推計要支援・要介護認定者数】

(人・%)

	実績			推計		
	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援・要介護 認定者合計	533	543	516	522	519	519
要支援1	57	63	60	62	61	62
要支援2	61	65	66	70	69	70
要介護1	99	118	105	106	105	104
要介護2	107	111	107	112	111	112
要介護3	96	84	71	69	69	68
要介護4	63	48	61	58	58	57
要介護5	50	54	46	45	46	46
認定率	13.4	13.8	13.2	13.5	13.5	13.6

*実績は各年9月末現在 介護保険事業状況報告

参考:令和7年 要支援・要介護認定者数 525 人、令和22年 要支援・要介護認定者数 551 人

2 居宅サービスの推進

2-1 訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)や介護福祉士が要支援・要介護認定者等の居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の家事援助、生活等に関する相談・助言等を行うサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【訪問介護】 (単位:回/年)(単位:人/年)						
計画値	20,124	21,036	21,912	26,993	26,760	26,993
実績	22,352	22,045	24,374			
計画値	1,044	1,092	1,140	1,128	1,116	1,128
実績	972	989	996			

*計画値・実績の上段は回数または日数、下段は人数を示している(以下同様)

2-2 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

自宅での入浴が難しい要介護者等の自宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【訪問入浴介護】 (単位:回/年)(単位:人/年)						
計画値	252	252	252	266	266	266
実績	228	204	276			
計画値	36	36	36	36	36	36
実績	36	36	36			
【介護予防訪問入浴介護】 (単位:回/年)(単位:人/年)						
計画値	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0			
計画値	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0			

2-3 訪問看護、介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要介護者等の居宅を訪問して、療養上の世話や家族への相談・助言、診療の補助等を行うサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【訪問看護】(単位:回/年)(単位:人/年)						
計画値	2,610	2,952	3,210	4,266	4,266	4,266
実績	3,401	3,605	3,538			
計画値	264	300	324	480	480	480
実績	396	420	432			
【介護予防訪問看護】(単位:回/年)(単位:人/年)						
計画値	312	420	432	648	778	778
実績	476	506	726			
計画値	36	48	48	60	72	72
実績	36	36	60			

2-4 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

病院・診療所の理学療法士や作業療法士が、要介護者等の居宅を訪問して、理学療法や作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【訪問リハビリテーション】(単位:回/年)(単位:人/年)						
計画値	768	840	840	2,342	2,342	2,342
実績	2,114	2,198	1,854			
計画値	96	108	108	216	216	216
実績	156	168	168			
【介護予防訪問リハビリテーション】(単位:回/年)(単位:人/年)						
計画値	84	84	84	48	48	48
実績	86	32	0			
計画値	12	12	12	12	12	12
実績	12	0	0			

2-5 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

要介護者等に対して、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が自宅を訪問して行う療養上の管理、指導等を行うサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【居宅療養管理指導】 (単位:人/年)						
計画値	564	612	648	936	936	948
実績	792	864	900			
【介護予防居宅療養管理指導】 (単位:人/年)						
計画値	24	24	24	12	12	12
実績	24	12	12			

2-6 通所介護

要支援・要介護認定者が、デイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【通所介護】 (単位:回/年)(単位:人/年)						
計画値	18,306	18,714	18,858	16,788	16,906	16,890
実績	16,428	16,860	16,224			
計画値	1,656	1,692	1,704	1,368	1,380	1,380
実績	1,464	1,392	1,260			

2-7 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

要支援・要介護認定者が、介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身の機能維持の回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを受けるサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【通所リハビリテーション】				(単位:回/年)(単位:人/年)		
計画値	3,981	4,260	4,483	2,716	2,716	2,716
実績	3,180	3,212	2,987			
計画値	468	504	528	396	396	396
実績	408	432	408			
【介護予防通所リハビリテーション】				(単位:人/年)		
計画値	24	12	12	120	132	144
実績	60	96	144			

2-8 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援を受けるサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【短期入所生活介護】				(単位:日/年)(単位:人/年)		
計画値	5,784	6,006	6,198	3,626	3,802	3,886
実績	4,404	4,348	3,422			
計画値	588	612	636	348	360	372
実績	468	432	312			
【介護予防短期入所生活介護】				(単位:日/年)(単位:人/年)		
計画値	48	48	48	96	96	96
実績	190	115	98			
計画値	12	12	12	12	12	12
実績	24	24	12			

2-9 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

老人保健施設等へ短期間入所して、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を受けるサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【短期入所療養介護】 (単位:日/年)(単位:人/年)						
計画値	666	810	954	162	162	162
実績	293	218	118			
計画値	72	84	96	60	60	60
実績	48	36	24			
【介護予防短期入所療養介護】 (単位:日/年)(単位:人/年)						
計画値	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0			
計画値	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0			

2-10 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(有料老人ホーム・ケアハウス等)に入所している要介護者等に対して提供される入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練及び療養上の支援を受けるサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【特定施設入居者生活介護】 (単位:人/年)						
計画値	372	384	396	324	324	324
実績	264	324	336			
【介護予防特定施設入居者生活介護】 (単位:人/年)						
計画値	48	48	48	36	36	36
実績	24	24	36			

2-11 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

要介護者等に対して、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【福祉用具貸与】 (単位:人/年)						
計画値	1,764	1,800	1,836	1,908	1,920	1,908
実績	1,800	1,812	1,848			
【介護予防福祉用具貸与】 (単位:人/年)						
計画値	204	204	216	204	204	204
実績	180	180	168			

2-12 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

入浴または排泄用の福祉用具の購入費用の一部を給付するサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【特定福祉用具販売】 (単位:人/年)						
計画値	48	48	48	12	12	12
実績	24	24	12			
【特定介護予防福祉用具販売】 (単位:人/年)						
計画値	12	12	12	12	12	12
実績	12	0	0			

2-13 住宅改修、介護予防住宅改修

段差の解消や手すりの設置などの小規模な住宅改修の費用の一部を給付するサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【住宅改修】 (単位:人/年)						
計画値	12	12	12	12	12	12
実績	0	12	0			
【介護予防住宅改修】 (単位:人/年)						
計画値	48	48	48	12	12	12
実績	0	0	0			

2-14 居宅介護支援、介護予防支援

介護サービス計画及び介護予防サービス計画を作成し、計画に基づいたサービスが受けられるよう支援するサービスです。居宅サービス利用者について、実績値から減少傾向のため、推計も減少傾向と見込みますが、介護予防サービスについては、実績値から増加傾向のため、推計は前期より増加傾向と見込みます。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【居宅介護支援】 (単位:人/年)						
計画値	3,156	3,192	3,228	2,700	2,688	2,664
実績	2,863	2,790	2,700			
【介護予防支援】 (単位:人/年)						
計画値	372	372	372	396	396	396
実績	267	330	396			

3 地域密着型サービスの推進

3-1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携して巡回または随時訪問して日常生活上及び療養上のケアを行うサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 (単位:人/年)						
計画値	48	60	60	36	36	36
実績	36	24	36			

3-2 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問または通報により、訪問介護員(ホームヘルパー)や介護福祉士が居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等、日常生活上の必要な支援を行うサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【夜間対応型訪問介護】 (単位:人/年)						
計画値	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0			

3-3 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症のある高齢者がデイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【認知症対応型通所介護】				(単位:回/年)(単位:人/年)		
計画値	360	360	360	0	0	0
実績	6	0	0			
計画値	24	24	24	0	0	0
実績	0	0	0			
【介護予防認知症対応型通所介護】				(単位:回/年)(単位:人/年)		
計画値	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0			
計画値	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0			

3-4 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の心身の状況や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」も組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【小規模多機能型居宅介護】				(単位:人/年)		
計画値	60	60	60	60	60	72
実績	60	60	60			
【介護予防小規模多機能型居宅介護】				(単位:人/年)		
計画値	12	12	12	0	0	0
実績	0	0	0			

3-5 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症のある高齢者に対し、その共同生活を営む住居において、入浴・排泄・食事等の介護やその他日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【認知症対応型共同生活介護】 (単位:人/年)						
計画値	228	228	240	252	252	252
実績	228	228	216			
【介護予防認知症対応型共同生活介護】 (単位:人/年)						
計画値	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0			

3-6 地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の施設に入所する要介護認定者に対して、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【地域密着型特定施設入居者生活介護】 (単位:人/年)						
計画値	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0			
【介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護】 (単位:人/年)						
計画値	0	0	0	36	36	36
実績	24	24	36			

3-7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模特別養護老人ホーム(入所定員が 29 人以下の施設)に入所する要介護認定者に対して、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービスです。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】						(単位:人/年)
計画値	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0			

3-8 看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)

小規模多機能型居宅と訪問看護等を組み合わせて実施されます。計画期間の利用は見込みませんが、利用ニーズ等の把握に努めます。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【看護小規模多機能型居宅介護】						(単位:人/年)
計画値	24	24	24	12	12	12
実績	12	12	12			

3-9 地域密着型通所介護

小規模型の通所介護は、地域との連携や運営面の透明性の確保の観点から、平成 28 年度より地域密着型サービスに位置づけられます。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【地域密着型通所介護】						(単位:回/年)(単位:人/年)
計画値	4,320	4,554	4,770	3,850	3,996	4,142
実績	4,318	3,878	3,680			
計画値	408	432	456	408	420	432
実績	360	396	348			

4 施設サービスの推進

4-1 介護老人福祉施設

常に介護が必要で自宅での生活が困難な寝たきりなどの高齢者が入所し、食事や入浴などの介護を受ける施設です。利用状況を勘案して、計画期間は同程度の利用人数を見込みます。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【介護老人福祉施設】 (単位:人/年)						
計画値	588	600	624	696	708	720
実績	840	722	684			

4-2 介護老人保健施設

病状が安定しており、リハビリテーションや看護、介護が必要な高齢者が入所し、介護や機能訓練、必要な医療を受ける施設です。利用状況を勘案して、計画期間は同程度の利用人数を見込みます。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【介護老人保健施設】 (単位:人/年)						
計画値	288	300	312	204	204	204
実績	180	180	168			

4-3 介護医療院(介護療養型医療施設)

長期療養が必要な方が入院し、医学的管理のもとで介護や必要な医療を受ける医療施設です。介護療養型医療施設は令和7年度までに廃止され、それに代わり、介護保険施設として介護医療院が創設されました。

【第7期実績・第8期見込み(年間)】

	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 見込み	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
【介護療養型医療施設】 (単位:人/年)						
計画値	24	24	12	12	12	12
実績	12	0	0			

5 介護保険給付費の見込みと介護保険料の算定

5-1 給付費の実績・見込み

【介護保険給付サービス給付費実績】

(千円)

予防給付	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
(1)介護予防サービス	9,456	8,430	4,299
①介護予防訪問介護			
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0
③介護予防訪問看護	1,711	1,754	1,116
④介護予防訪問リハビリテーション	319	96	166
⑤介護予防居宅療養管理指導	410	202	83
⑥介護予防通所介護	74		
⑦介護予防通所リハビリテーション	2,054	3,325	1,519
⑧介護予防短期入所生活介護	1,307	808	372
⑨介護予防短期入所療養介護	0	0	0
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	2,291	1,261	643
⑪介護予防福祉用具貸与	1,107	869	346
⑫介護予防特定福祉用具販売	183	115	54
(2)地域密着型介護予防サービス	411	0	0
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	411	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)住宅改修	211	137	96
(4)介護予防支援	1,382	1,488	676
予防給付費計	11,460	10,056	5,071

*令和2年度は9月月報(7月サービス提供分)までの累計値

*100 円単位を端数調整しているため合計が合わない箇所がある(以下同様)

(千円)

介護給付	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
(1) 居宅サービス	401,608	421,422	175,058
① 訪問介護	64,096	64,424	30,919
② 訪問入浴介護	3,060	2,813	1,278
③ 訪問看護	18,556	21,189	8,713
④ 訪問リハビリテーション	6,601	6,874	2,626
⑤ 居宅療養管理指導	9,651	10,099	4,209
⑥ 通所介護	138,331	142,580	60,400
⑦ 通所リハビリテーション	28,433	28,505	11,467
⑧ 短期入所生活介護	41,137	39,892	13,776
⑨ 短期入所療養介護	3,569	2,767	614
⑩ 特定施設入居者生活介護	57,258	70,862	28,462
⑪ 福祉用具貸与	30,144	30,616	12,401
⑫ 特定福祉用具販売	772	801	193
(2) 地域密着型サービス	132,006	129,298	50,064
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,837	4,732	2,172
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	72	0	0
④ 小規模多機能型居宅介護	15,877	17,570	5,848
⑤ 認知症対応型共同生活介護	74,596	72,428	28,332
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	3,488	3,601	1,526
⑨ 地域密着型通所介護	34,137	30,967	12,187
(3) 住宅改修	355	977	218
(4) 居宅介護支援	41,530	40,708	16,606
(5) 介護保険施設サービス	286,360	283,742	110,022
① 介護老人福祉施設	231,486	229,228	84,305
② 介護老人保健施設	52,991	53,578	24,128
③ 介護療養型医療施設	1,883	0	0
④ 介護医療院	0	936	1,589
介護給付費計	861,859	876,148	351,968

*令和2年度は9月月報(7月サービス提供分)までの累計値

【介護保険給付サービス給付費の推計】

(千円)

予防給付	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
(1)介護予防サービス	11,193	12,177	12,695
①介護予防訪問介護			
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0
③介護予防訪問看護	2,311	2,774	2,774
④介護予防訪問リハビリテーション	141	141	141
⑤介護予防居宅療養管理指導	82	82	82
⑥介護予防通所介護			
⑦介護予防通所リハビリテーション	4,274	4,794	5,312
⑧介護予防短期入所生活介護	705	705	705
⑨介護予防短期入所療養介護	0	0	0
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	2,329	2,330	2,330
⑪介護予防福祉用具貸与	1,027	1,027	1,027
⑫介護予防特定福祉用具販売	324	324	324
(2)地域密着型介護予防サービス	0	0	0
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3)住宅改修	364	364	364
(4)介護予防支援	1,867	1,868	1,868
予防給付費計	13,424	14,409	14,927

(千円)

介護給付	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計
(1) 居宅サービス	438,507	440,804	442,166
① 訪問介護	82,537	81,809	82,583
② 訪問入浴介護	3,523	3,525	3,525
③ 訪問看護	24,332	24,345	24,345
④ 訪問リハビリテーション	7,685	7,690	7,690
⑤ 居宅療養管理指導	11,031	10,990	11,154
⑥ 通所介護	145,520	146,448	146,316
⑦ 通所リハビリテーション	25,482	25,497	25,497
⑧ 短期入所生活介護	34,289	36,091	36,842
⑨ 短期入所療養介護	2,019	2,020	2,020
⑩ 特定施設入居者生活介護	71,904	71,943	71,943
⑪ 福祉用具貸与	29,900	30,161	29,966
⑫ 特定福祉用具販売	285	285	285
(2) 地域密着型サービス	125,011	126,567	130,365
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,245	5,248	5,248
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	0	0	0
④ 小規模多機能型居宅介護	13,313	13,321	15,807
⑤ 認知症対応型共同生活介護	69,896	70,108	70,108
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	6,141	6,144	6,144
⑨ 地域密着型通所介護	30,416	31,746	33,058
(3) 住宅改修	1,453	1,453	1,453
(4) 居宅介護支援	39,698	39,596	39,164
(5) 介護保険施設サービス	275,484	279,206	283,801
① 介護老人福祉施設	206,343	210,118	213,910
② 介護老人保健施設	64,346	64,290	65,093
③ 介護医療院	4,795	4,798	4,798
介護給付費計	880,153	887,626	896,949

各サービスの給付費とともに、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払手数料及び地域支援事業費が介護保険料算定対象となります。

【標準給付費の見込み】

(円)

	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計	合計
総給付費	893,577,000	902,035,000	911,876,000	2,707,488,000
介護給付費計	880,153,000	887,626,000	896,949,000	2,664,728,000
予防給付費計	13,424,000	14,409,000	14,927,000	42,760,000
特定入所者介護 サービス費等給付額	21,017,344	19,358,994	19,351,053	59,727,391
高額介護サービス費等給 付額	0	0	0	0
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	0	0	0	0
算定対象審査支払手数料	812,448	807,786	807,786	2,428,020
標準給付費見込額	915,406,792	922,201,780	932,034,839	2,769,643,411

【地域支援事業費】

(円)

	令和3年度 推計	令和4年度 推計	令和5年度 推計	合計
地域支援事業費	40,571,900	41,786,340	43,000,780	125,359,020
介護予防・日常生活支援総合事 業費	26,961,900	27,976,340	28,990,780	83,929,020
包括的支援事業(地域包括支援セ ンターの運営)及び任意事業費	6,800,000	6,800,000	6,800,000	20,400,000
包括的支援事業(社会保障充実 分)	6,810,000	7,010,000	7,210,000	21,030,000

5-2 保険料の設定

【介護保険料の算定】

	3年間合計	
標準給付費見込額	2,769,643,411 円	
地域支援事業費	125,359,020 円	
合 計	2,895,002,431 円	
第1号被保険者負担分相当額	665,850,559 円	
調整交付金見込交付割合	平均 6.41%	
調整交付金見込額	221,924,000 円	
保険者機能強化推進交付金等の見込額	1,500,000 円	
保険料収納必要額	585,105,181 円	
予定保険料収納率	100.0%	
3年間の段階別第1号被保険者数合計 6,322 人	第1段階	859 人
	第2段階	681 人
	第3段階	574 人
	第4段階	725 人
	第5段階	1,179 人
	第6段階	1,007 人
	第7段階	681 人
	第8段階	277 人
	第9段階	339 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	6,288 人	
保険料基準月額(第5段階)	7,755 円	
保険料基準年額(第5段階)※100 円未満切捨て	93,000 円	

【所得段階別基準額に対する保険料の負担割合及び保険料年額】

所得段階	保険料 負担割合	基 準	保険料年額 (円)
第1段階※	0.50 (0.30)	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 若しくは世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額 80 万円以下の方	46,500 (27,900)
第2段階※	0.75 (0.50)	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額 80 万円超 120 万円以下の方	69,700 (46,500)
第3段階※	0.75 (0.70)	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額 120 万円超の方	69,700 (65,100)
第4段階	0.90	世帯に課税者がいるが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額 80 万円以下の方	83,700
第5段階	1.00	世帯に課税者がおり、本人は非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額 80 万円超	93,000
第6段階	1.20	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満	111,600
第7段階	1.30	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	120,900
第8段階	1.50	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円未満	139,500
第9段階	1.70	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上	158,100

※第1段階、第2段階、第3段階は消費税引き上げに伴う社会保障充実分として、保険料が公費負担により軽減されます。保険料負担割合はそれぞれ 0.3、0.5、0.7 となります。

資 料

1 条例・規則

双葉町高齢化対策推進委員会条例

（平成2年3月20日）
（条 例 第 2 号）

（目的）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の趣旨により高齢化社会に対応するため、双葉町高齢化対策推進委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 双葉町に高齢化対策推進委員会（以下「委員会」という。）をおく。

（任務）

第3条 委員会は町長の諮問に応じ、高齢者の対策に関する次の事項について調査、検討審議し、それを町長に答申する。

- （1）高齢者の福祉、保健、医療に関すること。
- （2）社会福祉施設の整備に関すること。
- （3）老人クラブの指導育成に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか高齢者対策に関すること。

（定数）

第4条 委員会の委員は、15名以内で組織する。

（委員の任命）

第5条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- （1）社会福祉に関する学識経験のある者
- （2）社会福祉団体に属する者
- （3）関係行政機関の職員及び委員

（任期）

第6条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

2 委員会の委員は、再任することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

双葉町高齢化対策推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、双葉町高齢化対策推進委員会条例（平成2年3月20日双葉町条例第2号）第7条の規定に基づき、双葉町高齢化対策推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員会の委員（以下「委員」という。）の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要がある場合に委員長が招集する。

- 2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項をあらかじめ通知して行う。

(会議の定足数及び議決)

第4条 会議は在席委員の半数以上が出席しなければこれを開催することができない。

- 2 会議の決議は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉課福祉介護係において処理する。

(その他必要な事項)

第6条 この規定に定めるもののほか会議に関し必要な事項は、委員長が会議にはかり決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 委員名簿

双葉町高齢化対策推進委員

No.	区 分	委 員 名	所属団体等	備 考
1	学識経験者	白土 正人	双葉郡医師会	
2	〃	新工 澄子	双葉町民生児童委員協議会	
3	社会福祉団体	高野 泉	双葉町社会福祉協議会	
4	〃	木幡 智清	ふたば福祉会	
5	〃	山本 一弥	ふたば福祉会 特別養護老人ホームせんだん	委員長
6	関係行政機関	高野 春美	双葉町教育委員会	
7	〃	前田 洋海	双葉町老人クラブ連合会	
8	〃	渋谷 容寿	双葉町スポーツ推進委員	
9	〃	熊 豊子	双葉町婦人会	
10	〃	木幡 昌也	双葉町結婚対策協議会	副委員長

3 策定経過

年月日	実施内容、会議等	主な協議事項
令和元年12月12日～27日	双葉町高齢者調査実施	介護予防・日常生活ニーズ調査 在宅介護実態調査
令和3年1月21日	第1回双葉町高齢化対策推進委員会	・双葉町第8期介護保険事業計画及び高齢者 保健福祉計画（案）について
令和3年2月17日	第2回双葉町高齢化対策推進委員会	・双葉町第8期介護保険事業計画及び高齢者 保健福祉計画（案）について
令和3年2月26日	答申	

4 答申書

令和3年2月26日

双葉町長 伊澤 史朗 様

双葉町高齢化対策推進委員会
委員長 山本 一弥

双葉町第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画等について（答申）

令和3年1月21日、令和2年度第1回高齢化対策推進委員会において諮問のありましたことについて、別紙のとおり答申します。

1. 諮問事項

- (1) 双葉町第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（案）について
- (2) 第2次双葉町障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画（案）について

2. 答申

令和3年1月21日、令和2年度第1回高齢化対策推進委員会において諮問のありましたことについて、令和3年2月17日に第2回双葉町高齢化対策推進委員会を開催し、審議した結果、諮問のとおり双葉町第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画（案）、第2次双葉町障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画（案）は、本町の健康福祉事業を進めていくうえで適当であると結審したので答申します。

3. 答申作成の経過

- (1) 令和3年1月21日 第1回双葉町高齢化対策推進委員会にて諮問
- (2) 令和3年1月21日 同会議にて諮問内容について確認、審議
- (3) 令和3年2月17日 第2回双葉町高齢化対策推進委員会を開催し、諮問事項について審議を行い、答申（案）を協議
- (4) 令和3年2月26日 双葉町長に答申

双葉町高齢化対策推進委員会

委員長	山本	一弥
副委員長	木幡	昌也
委員	白土	正人
委員	新工	澄子
委員	高野	泉
委員	木幡	智清
委員	高野	春美
委員	前田	洋海
委員	渋谷	容寿
委員	熊	豊子

5 計画の推進にむけた項目整理表

指 標	現 状	計画期間
いわき市南部(勿来酒井地区)復興公営住宅周辺を仮の日常生活圏域として、高齢者人口の動向を把握	—	定期的に把握
自立支援・重度化予防のための介護予防事業の実施	巡回して実施	巡回で実施及び勿来酒井地区での実施を目標
地域支え合い活動の実施	一部実施	いわき市南部復興住宅のサポートセンターで実施
成年後見制度利用支援 件数	0件	1件
自立支援型地域ケア会議の開催	未実施	実施
認知症サポーター養成講座	平成 30 年度から実施	継続して実施
退院調整ルールของ普及	平成 28 年度に策定	普及・啓発
コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置	平成 30 年度から配置	継続して実施
協議体の設置	平成 30 年度から設置	継続して実施
認知症初期集中支援チームの活動	平成 30 年度から設置	継続して実施
認知症ケアパスの活用	平成 30 年度に作成	活用・啓発
認知症カフェの開催	平成 30 年度から開催	継続して開催
要介護認定の適正化	実施	継続して実施
ケアプランの点検	未実施	実施を検討
住宅改修等の点検(住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査)	一部実施	継続して実施
縦覧点検・医療情報との突合	実施(国保連委託)	継続して実施
介護給付費通知	実施	継続して実施

双葉町第8期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画

発行：令和3年3月

双葉町いわき事務所 健康福祉課

〒974-8212

福島県いわき市東田町二丁目 19-4

電話 0246-84-5205